

(第一類 第十一号)

第一回会議 選信委員会

平成五年五月二十六日(水曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 亀井 久興君

理事 川崎 二郎君

理事 坂井 隆憲君

理事 松浦 昭君

理事 上田 理事佐田玄一郎君

理事 笹川 勇君

理事 岩谷 祝稔君

理事 今枝 敬雄君

理事 原田 正之君

理事 森 繁雄君

理事 島田 谷垣 植一君

理事 原田 岡島 順一君

理事 福永 古屋 隆司君

理事 田並 鈴木 山本 拓君

理事 中井 吉岡 菅野 文君

理事 鈴木 小谷 輝二君

理事 鈴木 悅子君

理事 岩谷 同日 植竹 繁雄君

理事 岩谷 岩谷 興起君

理事 岩谷 佐藤 守良君

理事 岩谷 和夫君

理事 岩谷 利勝君

理事 岩谷 鈴木 久君

理事 岩谷 輝二君

理事 岩谷 正之君

理事 岩谷 佐藤 守良君

理事 岩谷 和夫君

理事 岩谷 利勝君

理事 岩谷 鈴木 久君

理事 岩谷 輝二君

理事 岩谷 正之君

理事 岩谷 佐藤 守良君

理事 岩谷 和夫君

理事 岩谷 利勝君

理事 岩谷 鈴木 久君

理事 岩谷 輝二君

理事 岩谷 正之君

理事 岩谷 佐藤 守良君

理事 岩谷 和夫君

理事 岩谷 利勝君

理事 岩谷 鈴木 久君

理事 岩谷 輝二君

本日の会議に付した案件

提出第四九号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣

部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

簡易生命保険法の積立金の運用に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七

制第一課長)

局長

郵政省電気通信局長

郵政省簡易保険局長

郵政大臣官房長

郵政省郵務次官

郵政省郵務局長

総務省行政管理局長

大蔵省主税局税課長

渡辺 哲泰君

委員外の出席者

がますます大きくなっていると思います。これまでも全国の郵便局のネットワークを生かして、三事業一体でこの事業を支えてきたということ、これがまたからこそ国民にあまねく公平に安い保険料でこのサービスを提供できたと思うわけありますし、また、いろいろな国民のニーズに対応するという面でもさまざまな努力をやつてきたところであります。最近では、十年満期の養老保険の加入年齢を引き下げたり、トータルプランのあわせ、ふうふの発売、職域保険の新設などいろいろなサービスの多様化をやつてきたわけであります。

これからも、長生きしてよかつたと言えるような長寿社会をつくるために、今回のこの改正にとどまらず、簡保事業をより一層充実強化していくことが重要かと思いますれば、まず大臣のこの点についての所見をお尋ねしたいと思います。

このからも、長生きしてよかつたと言えるような長寿社会をつくるために、今回のこの改正にとどまらず、簡保事業をより一層充実強化していくことが重要かと思いますれば、まず大臣のこの点についての所見をお尋ねしたいと思います。

○小泉國務大臣 高齢化社会において簡保も自助努力の一つの手段として大変重要な役割を担つていくと思います。今委員が御指摘のとおり、この法律の「なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」といふこの法律の目的に沿つて、自立策をいろいろ考えていかなければなりません。

○赤城委員 この自助努力をパックアップするということ、もちろん民間の生命保険等あるわけでけれども、個人生命保険市場をずっと眺めてみますと、高齢化社会に向けて市場がかなり拡大しているということが読み取れるわけです。保有金額のベースで年率一〇%以上伸びている。大変な勢いでござりますけれども、この個人生命保険市場に占める簡易保険のシェア、これが保有契約数では順調にふえておりますけれども、保有金額

で見ますと大分低下しておつて、全体の一割にも満たない状況でございます。

これは、簡保が国民のニーズに対応しなければいけないといながら、数字で見ると、ここ数年どうもそのシェアが低下している。国民のニーズに対応しきれなくなっているんではないかなと思うわけですけれども、これがどういうことを意味しているのか、また、その原因はどんなところにあるのか、お尋ねいたします。

○江川政府委員 先生御指摘いたしましたように、個人保険の保有金額ベースと申し上げておりますが、そういうレベルで申しますと年々下がってきておりまして、最近では九%台というのが御指摘のとおりでございます。前は、昭和三十年度のときには三十数%，四十年のときには一五%，五十年のときには一二%，六十年は一〇%というふうにやつてきて、今こうして九%台、ほぼ九%台で安定しているわけではございますが、推移しているというのが実情でございます。

全体的にこのシェアの低下というのは、我々も、たゞいま先生御指摘なさいましたように、一種の国民の多様なニーズにこたえ切れないつているのかなという一面も我々否定しないんじやないかな、そう思つております。その多様なニーズの一つとして具体的にあらわれてくるのが、簡保の場合には限度額というのがございます。その限度額との関係があるのでないかと考えております。いろいろな調査によりますと、いざというときには欲しい保障額はどのくらいかといいますと、最近の調査でいきますと五千万円というふうになっています。それに対して、簡保は一千三百万円が限度、ある一定条件で一千三百萬が限度になつております。それに対しても、簡保は一千三百萬が限度、ある一定条件で一千三百萬が限度になつておりますから、そういう意味でも、それがこたえ切れなくなつているのかなといふことは考へているところであります。

その意味で、そういう原因の一つがそういうところにあるということを考えますと、今後とも我々は、いわゆる限度額の問題や、それから、そこの他の保障を図る商品改善などもいろいろやつますが、個人保険の保有金額ベースと申し上げておりますが、そういうレベルで申しますと年々下がってきておりまして、最近では九%台といつてございますが、そこには三十数%，四十年のときには一五%，五十年のときには一二%，六十年は一〇%といつていて、今こうして九%台、ほぼ九%台で安定しているわけではございますが、推移しているというのが実情でございます。

○江川政府委員 簡保の学資保険の販売状況を先に御説明申し上げます。

おつしやいましたように、一九七一年に販売を開始いたしまして、国民的好評を得て、今では簡保の主力商品の一つになつていていると言つていいと考へております。過去最高がありましたのは昭六十三年度でして、百五十五万件の新規契約がされました。それをピークにして、今、百数十万件であります。これが五六年間をならしてみると百四十万件強の新規契約がとれているという状況でございます。保有契約をストックで見ますと、発売以来千四百二十八万件の契約を現在保有しております。全体の中でも、簡保が保有している保険契約の二〇%弱がこの学資保険になつております。

○赤城委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。そこで、今はどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

そこで、今回の改正の学資保険についてどうなのかなとお尋ねしたいわけなんですが、この学資保険は一九七一年に発売されまして、これまで販売状況はどんな推移で来たか、また、民間でも同じような商品、特に今回改正されます育英年金付の学資保険、こういうものも発売されていると聞いておりませんけれども、その売れ行きがどんなものであります。特に、簡保の学資保険にも育英年金付というのが欲しい、こういう要望が強かつたんじゃないかなと思うんですけれども、それが点もあわせてお尋ねします。

○江川政府委員 簡保の学資保険の販売状況を先に御説明申し上げます。

おつしやいましたように、一九七一年に販売を開始いたしまして、国民的好評を得て、今では簡保の主力商品の一つになつていていると言つていいと考へております。過去最高がありましたのは昭六十三年度でして、百五十五万件の新規契約がされました。それをピークにして、今、百数十万件であります。これが五六年間をならしてみると百四十万件強の新規契約がとれているという状況でございます。保有契約をストックで見ますと、発売以来千四百二十八万件の契約を現在保有しております。全体の中でも、簡保が保有している保険契約の二〇%弱がこの学資保険になつております。

○赤城委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

○江川政府委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

で多様なニーズにこたえていかなければいけないんじゃないのか、そう考えているところでございませんけれども、全企業二十七社ありますと、その当たりの契約額が小さい。まさに、その限度があるのでどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

そこで、今回の改正の学資保険についてどうなのかなとお尋ねしたいわけなんですが、この学資保険は一九七一年に発売されまして、これまで販売状況はどんな推移で来たか、また、民間でも同じ年金付というのは二十社のうちの七割で十四社であります。ですから企業全体で申し上げますと、二十七社のうち十四社で今回我々がやろうとしている年金付のものと同じ生保商品を発売しているところでございます。

○江川政府委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

うちの二十社で子供保険、いわゆる学資保険を発売しております。そして、今回我々が年金付のものを提案申し上げておるところですが、それと同時にどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

○赤城委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

○江川政府委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

○江川政府委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

うちの二十社で子供保険、いわゆる学資保険を発売しております。そして、今回我々が年金付のものを提案申し上げておるところですが、それと同時にどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

○江川政府委員 まさに、契約件数で伸びていて金額ベースでは下がつてきています。

うちの二十社で子供保険、いわゆる学資保険を発売しております。そして、今回我々が年金付のものを提案申し上げておるところですが、それと同時にどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

うちの二十社で子供保険、いわゆる学資保険を発売しております。そして、今回我々が年金付のものを提案申し上げておるところですが、それと同時にどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

うちの二十社で子供保険、いわゆる学資保険を発売しております。そして、今回我々が年金付のものを提案申し上げておるところですが、それと同時にどうしても小口のものにしか対応しきれていないという部分、これがやはり大きな原因であります。まあほかにも商品開発の面での立ちあく等々あるんではないかなと想像されるわけであります。

というような、制度の基本的な枠組みというか、加入者の権利義務にかかる部分を定めまして、あとは、細目につきましては約款でやるという仕組みにしてございます。

今回の法律、年金付の学資保険の発売一つとりまして、御案内のように二十五カ所の条文の変更をするということで、確かに、おつしやいますような機敏、機動性というものがどうかなという面はあるうかと思います。

我々の考え方としましては、国営事業として制度の基本的事項が法律で規定されるということは、それはあることで、いわば当然だろうと考えておりますが、先生おつしやいましたように、加入者のニーズの変化に機敏に対応できるような仕掛けというのも、同時に我々はつくっていくようと考えていかなければいけない。御指摘いただきましした御意見を、我々の今後の簡保法の運用及びその改善などを考えていくディレクションとしていきたいなと考えているところでございます。

○赤城委員 そういう簡保事業に係るいろいろな制約といいますか、ほかの部分にも見られるんすけれども、今回、この簡保資金の運用についても改正になります。コマーシャルペーパーが追加されるわけです。こういった運用についても、加入者の将来の保険金の支払いに充てるという意味からは、確実で、しかも有利な方法で運用するということは、これは当然でありますし、さらに、この公的資金という性格から、公共の利益に沿うようにというふうなことが運用法に書いてございまして、この三点の要請、確実、有利で、公共の利益に資する、これを同時に満たすというのはかなり大変なことであります。

これから保険についても、保険料率の自由化とか、そういった金融自由化の流れをくんだ改正といいうのがこれからも出てくる。自由化の流れといいうのが出てくるとなりますと、簡保資金をより有利に運用していかなければ、簡保事業対応し切れなくなってくるんだろうと思ふんです。ところが、この運用利回り、長期的に見ると低

下傾向にありますし、これまた民間と比べても、民間の運用利回りをここ数年ずっと下回っております。そうした中で、金融自由化に対応して、より一層の有利運用をする、そのためには、コマーシャルペーパーということもちろんでございま

すけれども、根本的なところで、さらに有利な運用といふものを探めていかなければならぬんじやないか。例えば株式にも本格的に運用していくとか、第三セクターに対する、あるいは企業に対する貸し付けとか、そういういた部分についても運用対象としてこれから考えていかなければいけないんじゃないかなと私は思うわけですけれども、この金融自由化の流れの中で、簡保資金のより有利な運用についてどういうふうに考えるか、また、今後の方針としてどういうふうに考えるか、どう考えていくのかというの大きな焦点になります。

○江川政府委員 御指摘のとおり、簡保事業が国

の企業でございますから、そういう基盤の上に立った運用の仕方ということで一定の枠があるのは御案内のとおりでございます。一言で民間と我々との比較を一点だけ申し上げますと、非常に非法律的な表現をさせていただきますが、簡保ができる運用は民保は全部できまして、民保ができる運用の一部が簡保ではできない、こういう状況になつております。その一部分というのが大変重要な部分でして、先生ただいま御指摘ございました例えは株式へ、例えば不動産へ、例えば第三セクターへの貸し付けとか企業貸し付けとかというところが全部抜けているわけでございます。

そういうものについて、それではどういうふうに考えていくのかという御質問かと思います。ただいま申しましたように、一応国の企業であるといいう基盤の上に立ちつつも、簡保資金というものは

て、関係の向きとも相談しつつ実現できるようにしていきたいなと考えているところでございま

す。

○赤城委員 まさに今、局長のお答えどおり、民間の場合の運用対象は株式と一般貸し付け、これが半分以上を占めている、非常に大きな割合を占めていますので、この違い、民間ではできるけれども簡保で今までできていない部分、これを今後お答えいただきたいと思います。

○江川政府委員 御指摘のとおり、簡保事業が国が半分以上を占めている、非常に大きな割合を占めていますので、この違い、民間ではできるけれども簡保で今までできていない部分、これを今後どう考えていくのかというの大きな焦点になります。

ちなみに、今回コマーシャルペーパーを追加することによってどのぐらい運用改善になるのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○江川政府委員 数量的な御説明ができなくて申しわけないのでございますが、簡保の運用といいうのは長期というのをベースにしてございまして、

しかし、これだけ長くやってきておりますから日々これが回収金として戻つてくるという事態がいつぱい発生しております。そうしますと、次の長期へこの金を持つて今までの間、よい長期対象が見つかるまでの間遊びさせておくわけにいきませんから、運用しなければいけない。これを短期運用と言つております。それの一こまに今度CPを加えさせていただくということでございます。

ですから、CPにどのくらいの金が入っていくのかどうかというのは、日々の動きによって生じますので一概に申し上げられないのですが、申し上げられることは、そういう短期運用で遊び金がなくなるということが一つと、短期運用ができる範囲といいましょうか幅が広がるということで、より一層有効に、資金のアンドリングがなく稼ぐことができるのじゃないかな、そういうふうに理解しております。この短期運用、CPを有効に、機動的に活用して配当金の増に向けたい、

あるのか。それから、この事業をどういうふうに選定、審査していくのか。また、この助成額をどういうふうに算定していくのか。簡単で結構ですか

から、お答えいただきたいと思います。

○江川政府委員 対象事業は三つを予定しております。成人病等の予防事業、それから介護支援事業と健康づくり事業、こういう三つを予定しております。この三つが大体のところ希望、加入者の意見をとりますと大体この三つで多く、カバーできるなと考えているところでございます。

そして、それらをどうやって、それそれに幾らつけていくのか、助成していくのかというお話をつきましては、今仕組みをつくっているところでございますが、地元、地元というのまあ、町にあるそのプロジェクトが上がつてくる段階で、大体それに要する費用などをそのまま積算していただきまして、できるだけ希望に沿えるようにしようと、いうふうに考えまして、もう一つ、それらを助成金配布要綱をつくりまして、その要綱に合うよう、透明にして、それを見ながらチェックして分配していくかな、そういうふうに考えておるところでございます。

○赤城委員 具体的な細部はこれから要綱等々で明らかになるということでございまして、いずれにしても、この成人病予防とか介護支援、健康づくり、こういった高齢化社会へ向けて非常に大きな役割を果たしていく点で大いに頑張っていただきたい、推進していただきたい、こう思ふわけなんです。

ただ、加入者の福祉増進事業といふものについて、これまで簡保事業団自身が行つてきたわけであります。老人福祉施設とか、保養施設とか、

診療施設、レクリエーション施設、会館、こういった全部で百二十七の施設があります。年間の利用者数が千二百万人というかなり大きな役割をこの加入者福祉施設という簡保事業団自身が行う施設の中で対応してきたわけで、今回、この事業団以外に公益法人、これは具体的には簡易保険加入者協会というところが実質行うわけでございま

す。

○赤城委員 次の改正事項に移らせていただきま

せんばかりなところです。ちゃんと健康増進支援事業、新たに行うことになりましたけれども、この対象事業、どんなものが

すけれども、この加入者協会が健康増進プロジェクトを行なうようにしたその理由はどこにあるのでしようか。

○江川政府委員 事業団は全国に一本ありますて、地方に細かく手足は持つておりません。それに対して加入者協会は、全国に手足が、手足という言葉はあれですが、支部みたいなものがございまして、それで全国一本というふうになつております。それが一つと、お金を渡す先ですから、私団体ではなくて公益団体であることが必要だということで、それが一つと、それからもつと大事なことは、今回のプロジェクトが、民間で考へる、先ほど申しましたような三つのジャンルのプロジェクトを支援しようというわけでござりますが、

その意味で、一番民間と密着している、地域性を持つ、密着している公益法人がこれだということで、この加入者協会を利用して、かつ事業団とペアを組んでやつていくと、全国的な目もきくし、個別の地域の具体的な筋肉の動かし方にも通曉してくるのじゃないかな、そう考へて加入者協会を使うことにしたという次第でございます。

○赤城委員 よくわかりました。地域に密着した、特に国民のニーズにより的確に対応できるという意味で新たな福祉対策の一歩でもあろうかと思ひます。よくわかりました。

最後に一点だけお尋ねして終わりたいと思うんです。

このかんば健康増進支援事業の対象、どういう人が利用できるかという点なんですが、簡易生命保険法の百一条に、従来、加入者の福祉施設について、「加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進する」と認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる」ということがはつきり書いてありますて、この条文はそのまま今

回の改正法の中にも盛り込まれています。ところで、これが加入者以外の者が利用できるのかどうか、この規定がないわけなんですか、その点についてお尋ねして、質問を終わらせていただきます。

○江川政府委員 結論的に申し上げますと、加入者以外の者も利用できるという仕組みをつくろうとしているところでございます。先生御指摘の条文に関しては、いわば立法技術論でございまして、加入者協会という組織を使うことは、それは文字どおり加入者の集まりですから、それにあら、民間能力の、いわば民活というのでしょうか、民間部門の活力とかノウハウを活用してやつていこうということを目的としているわけでございま

す。

その意味で、一番民間と密着している、地域性を持つ、密着している公益法人がこれだということで、この加入者協会を利用して、かつ事業団とペアを組んでやつていくと、全国的な目もきくし、個別の地域の具体的な筋肉の動かし方にも通曉してくるのじゃないかな、そう考へて加入者協会を使うことにしたという次第でございまして、その向こう側に、実際やる中に非加入者の人たちも入つていて、思想として、支障がないればどんどんやつていいということも、この考え方はそのまま踏襲しているところでございます。いわば立法技術論でございます。

○赤城委員 加入者以外の者も健康支援プロジェクトを利用できるということでございます。確認できましたので、よくわかりました。

以上、いろいろ御質問申し上げましたけれども、大変この簡保事業、これからいろいろな部分で貢献していかないし、細かな、地域やニーズに対応していかなければいけないといふことで、我々も大いにこの事業を支援してまいりました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○亀井委員長 次に、吉岡賢治君。

○吉岡委員 保険法の改正が三件上がつております。これについて簡単に質問させていただきたいと思います。

今日まで簡易保険というのは、郵政省で、當利

を目的にせずに、なおかつ加入に当たって医師の診断も要らない、あるいは職業によつて加入の制限はない、さらに、郵便局でござりますから全国どこでも手軽に利用できる、そして保険金の加入額、年金の加入額等に制限が設けられている、これが加入者以外の者が利用できるのかどうか、この規定がないわけなんですか、その点についてお尋ねして、質問を終わらせていただきます。

保険額、さらに年金の方は三百六十六万件、七千六十万件、そして百六十一兆六千七百九十九億という効率の積み重ねの中で、保険では七千六百六十九億円、こういう契約を成立させていただいているのは、まさに職員の皆さん方の努力の結果であります。まさに職員の皆さんの努力の結果であります。加入者協会という組織を使うことは、その利用ができるという文章は必要なくなっているわけでございます。したがつてここでは除いているということですが、実際に加入者協会がやつて、その向こう側に、実際やる中に非加入者の人たちも入つていて、思想として、支障がないればどんどんやつていいということも、この考え方はそのまま踏襲しているところでございます。いわば立法技術論でございます。

○赤城委員 加入者以外の者も健康支援プロジェクトを利用できるということでございます。確認できましたので、よくわかりました。

以上、いろいろ御質問申し上げましたけれども、大変この簡保事業、これからいろいろな部分で貢献していかないし、細かな、地域やニーズに對応していかなければいけないといふことで、我々も大いにこの事業を支援してまいりました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○赤城委員 加入者以外の者も健康支援プロジェクトを利用できるということでございます。確認できましたので、よくわかりました。

以上、いろいろ御質問申し上げましたけれども、大変この簡保事業、これからいろいろな部分で貢献していかないし、細かな、地域やニーズに對応していかなければいけないといふことで、我々も大いにこの事業を支援してまいりました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○吉岡委員 保険法の改正が三件上がつております。これについて簡単に質問させていただきたいと思います。

今日まで簡易保険というのは、郵政省で、當利

えれば大口定期とか譲渡性預金、いろいろございまして、その格付をする機関のこ

すが、それよりちょっと〇・〇一とか〇・二ぐらいはCDの方が高くなつております。そういう意味で広がつたのみならず、それだけちょっと余計高額を稼げる対象でございますので、我々としても大変有効活用できるのじやないかなと考えておりますが、具体的に幾らぐらいそれで上乗せでござるのか、稼げるのかと申しますとか、その辺はちょっと私なかなか把握しにくいところでござります。そこで、性質論として幅が広がり、ちょっと高いものを買えるようになつたからよいと考えています」といふことと御回答させていただければあります」といふことを考へて、性質論として幅が広がり、ちょっと高いものを買えるようになつたからよいと考えています。

○吉岡委員 それでもC.P.、言うなればこれは約束手形ということになります。しかも、無担保でということになつておるだけに安全性も高い商品だというふうにおっしゃつてゐるわけであります。その点について、安全性が高い高いといふけれども、何を基準にされてるのか、なお、その資料は何をお使いになつて安全性についての確認をされるのか、一言お願ひします。

○江川政府委員 安全性の高さは、C.P.を発行できる企業がどこでもいいという状態になつていな

とを私第三者と申し上げましたが、その機関は現在のところ、大蔵省が一定の条件のもとで指定する仕組みになつてござりますが、九つの機関がござります。

例えば、文字どおりの言葉で株式会社日本格付研究所とか、固有名詞が出て恐縮ですが、例えば日本公社債研究所とか日本インベスター・サービス株式会社などがございまして、そういう機関と申します。大蔵省告示によりまして、過去の格付実績とかその企業の人的構成とか組織とか格付の方法とか資本構成、そういうものの一定の条件に合致しているところについて、大蔵省が格付機関として指定する、その指定された機関が、先ほど申しましたような申請してくる企業に対していろいろチェックをして判定するという構造になつておるところでございます。

○吉岡委員 もう一つついでにお聞きしますが、外国のC.P.も運用される、こういうふうに理解しているでしょか。その点についても同様の調査機関というふうに、それが資料になつていてると思つていいですか。

○江川政府委員 おっしゃるとおりでございま

す。

○吉岡委員 日本の場合だつたら現実に倒産が起これるとかなんとかということはめつたないとおつしやるけれども、それはまた、株式会社のことですからあり得るというふうに理解しておかなければならぬわけで、安全性の高い運用を図つていただけると思いますが、要するに、経済動向によつてはいつどうなるかわからぬという現実もあるわけです。外国の場合だつたらよほどのことわからない。そういうことがあるのではないか。

したがつて、独自調査をするというようなことをないとするなら、信頼性の高いという問題をどのようにになってまいりますので、その点十分気をつけた運用をお団りいただきたい、こう思つております。

○江川政府委員 先生御指摘のとおりでございま

して、信頼性の高さというものを何に求めるかといふのは、日本で申しますと今の格付機関でござりますが、外國債だと、特に先が見えませんのとおりでございます。これがなぜなのか、ちょっとお聞きし

ます。そういうことも全部考えてやつていかなければいけない。

幸いなことに、そういったことについて、カントリーリスクをランクする仕掛けがございまして、そういうものを見ながらやつたりしていこ

う。それから、そういうカントリーリスクの中にトリーリスクをランクする仕掛けがございまして、そういうものを見ながらやつたりしていきます。そういうものを見ながらやつたりして、カントリーリスクの中には政治的な安定度とか経済的な、金融、経済状況の安定度とか、みんな入つておりますから、一応それらの調査結果を我々としては信頼しつつやつていただきたいな、慎重に対応してまいりたい、そう考へているところでございます。

○吉岡委員 次に進みます。

育英年金付学資保険の新設ということが今回上がつておるわけです。同様の商品は民間では既に提供されているというふうに聞いております。これが新設されることによって民間サイドから官業の民業への圧迫というような声が上がる可能性があると思いますが、その点について見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○江川政府委員 御心配いただきましてありがとうございます。一般的、抽象的な言い方をいたしましては、いわゆる官業の民業圧迫というような言われ方があるのは事実でございますが、他方、保険の世界で申しますと、民保の指導者クラスの方々の公的な言葉としてもございますが、簡保と民保はお互いが最大限の機能を発揮して国民全体の幸せづくりに貢献していくという表明もござります。そういう意見もございまして、本件の育英年金付学資保険において、需要見込みとでもいいましょうか、どのくらいの件数でどのくらいの契約金額ということを想定されておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○吉岡委員 今回新設される育英年金付学資保険によって、需要見込みとでもいいましょうか、どのくらいの件数でどのくらいの契約金額といふことを想定されておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○江川政府委員 先ほど申しましたこれまでの学資保険が五年で平均しますと百四十万件強でございまして、この年金がつく新しい保険でプラス十萬件ぐらゐ、百五十万件ぐらゐになるだろう、そのうちの三割、五十万弱がこの新しい年金付学資保険に入ります。

なものがでているのではないかな、そう考えて

いるところでございます。

○吉岡委員 契約者の告知義務が今回課せられて

いますね。これはなぜなのか、ちょっとお聞きし

ておきたいと思います。

○江川政府委員 ここで申します契約者といいますのは、わかりやすく申し上げますと、父親がいて、生まれたばかりのゼロ歳の子供がいて、その子供を被保険者として年金付学資保険に入るときの父親のことを契約者と申します。

先生御指摘のように、その契約者である父親も健告を求めるのはなぜかとおっしゃるわけですが、この保険は契約者である父親が亡くなりますとそこから年金支給という効果が発生いたしますから、この父親の健康状態というのも無視できない話でございます。つまり、契約の中に入重要な要素として入つてきてるわけでござります。したがつて、契約者である父親に対しても告知をしていただくというふうにした次第でござります。

○吉岡委員 郵政省のいわゆる簡保に告知義務が課せられたのは初めてではないか。ほかにもあります。したがつて、契約者である父親に対しても告知をしていただくというふうにした次第でござります。

○江川政府委員 今日はたゞいまの三分野を助成対象にいたしましたのは、加入者の健康保持増進に対するニーズの大部がこの三分野でカバーされると見たからでございます。

そこをちょっと細かく申し上げますと、一つは

成人病の部分でござりますが、それは三大成人病

といふのがござりますが、がん、心疾患、それか

ら脳血管疾患、これによる死亡率が六割を超えて

おります。これは我が簡保の加入者に即した事実でござります。

それから二つ目に、老後の不安で何が一番大きいかといふと、介護に関すること、健康に関することというのがございますが、がん、心疾患、それから二つ目に、老後の不安で何が一番大きいかといふと、介護に関すること、健康に関することというのが、これは内閣広報室での老人に関する世論調査ですが、それがまた七割とか何とか高い数字をとつております。

三つ目に、健康への関心と申しますか、これがやはり総理府で、「体力・スポーツに関する世論調査」というところで見ますと、これまた健康づくり、あるいは体力への関心を払つてゐるという人が七割ありましたということで、それ以外のところが非常に落ちた、落ちたと言うと変ですが、その三つが非常に際立つてゐるわけでございます。

そういうことで、加入者のニーズがここに集中しているなということからとりあえずスタートす

るところでござりますから、まず山をつかまえるといふことで、とらえるといふことで、そこからスタートしようとした次第でございます。

○吉岡委員 そこでお聞きしますが、簡易保険事業団、この方に十五億四千三百万円の交付金を簡易保険の特別会計から支出することになります。先ほどお話を聞きました三事業を具体的に実施するのは財團法人の簡易保険加入者協会、こういうふうに聞いていますのでござります。事業団から協会へは助成金ということでお出しになる。この三分野に事業対象を決められたわけでございまますから、いわば、その助成金をどのように割り振りながら、あるいはどのような方法でこの助成金を支払つて効果あるものにされようとしているのか、その辺は初めてのこととござりますから、新設された事業ですから、お聞きしておきたいと思います。

○江川政府委員 今回の事業団への交付金は全部で十五億四千三百万円何がしですが、そのうちの四千三百万円という額は助成事業を行つてのいわば事務費ということで処理しております。

先ほど来ております三事業に十五億を分配しよう、そこで、御質問の三事業それぞれに幾らずつなのかどうなのかということにつきましては、一応、予算の要求算定上は、一の成人病のジャンルでこのぐらいあります。二の介護でこのぐらい、健康でこのぐらいといふことで積み上げて十五億にいたしましたが、具体的行動いたしましては、この後いろいろなプロジェクトが、希望が上がつてまいりまして、そのプロジェクトに応じて枠をちょっと取つ払つて、十五億の枠の中で三つの事業にそれぞれ使えるようにしていきたい、そういうふうに弾力性のある使い方をしていきたいと考えております。

それじゃ、もう他の二つは全くゼロで一個だけにしてしまうのかといふような御疑問があろうかと思いますが、そういうことはもちろんいたしませんで、その辺は自主的にちゃんとプロジェクトが出てくるであろうという期待と、それなりの常

識的な判断というものでやつていきたい、そう思つております。

具体的にそれじゃどうやつて分配していくのか、というのは、地域、まあ郵便局、我々の言葉で言いますと郵便局のようなコミュニティー、あるいは中で協会の支部に上がつてくるプロジェクト、それを取りまとめて、言つてみれば県単位とか郵政局レベル単位の大きさで全部並べてみて、大体予算とあわせて上から必要性とかなんとかいうことを考えながら絞り込んでいつて、それを全国に上げて東京の事業団本部で決定してもらう、そういう形にしたいと考えております。

○吉岡委員 事業団は一つでありますけれども、加入者協会というのが全国にばらばらに散らばつておるわけです。その辺で地域の加入者のニーズに基づいて事業が上がってくればそれに助成をするという方向で今言われるわけですから、地

域ではやはり、どれくらいの予算が来るのか、どちらくらいのことができるのかといふことが目に見えてこないとなかなか実行できないぢやないか。したがつて、三事業で込みでやるとおつしやるのは、それは地域の実情でよろしいですけれども、これくらいのことができるのかといふことが目に見えてこないとなかなか実行できないぢやないか。

したがつて、三事業で込みでやるとおつしやるのは、それは地域の実情でよろしいですけれども、これくらいのことができるのかといふことが目に見えてこないとなかなか実行できないぢやないか。したがつて、三事業で込みでやるとおつしやるのことはありますね。三千万ばつと全部流してしまつますと五十都道府県でござりますから、どこかに集中していくとか悪いとかといふことはありません。大体どこも同じように使ってもらおうのが大事だと思ひますから、そういう意味では、原理原則的には平均的で散らばるように金を分配しなければいけないなと思います。割り算してみるとそういう数字が出来ますので、それなりのプロジェクトを地元で組んでもいいんじやないかなと。しかし、一つのプロジェクトで一千万だ、三千万だと取つてしまつたら、一つの県の中でもほかが泣きますから、それはもうとてもあれで……。

それで、いろいろとお話を伺つておりますと、例えば老人のゲートボール大会というのは、もう五万円でも大喜びだ、十萬円でも大喜びだという声をたくさん聞きます、これは、まじめな意味ですか、ちょっと疑問に思うもので、その辺ありますから、ちゃんと具体的に、初年度でそれともその支援事業の具体的なスケジュールをお聞かせいただいておきたい、このように思うんです。

○江川政府委員 スケジュールにつきましては、この法律が通していただきまして成立しましたから、そこからこういうふうにやるというふうにあります。ただ、幸い通していただきましたな部線表を用意してございますが、助成金配布要綱

きるよう動きたいなと思っているところでござります。

その際に、先生御質問のようだ、地元から見て、じや私のところはどのぐらい来るんだろう、どのくらいのプロジェクトができるんだろうかといふ中で協会の支部に上がつてくるプロジェクト、目安みたいなものが欲しいんじゃないかと思いますが、幾らありますからということをほんと世の中に知らせるというのは、これは余りどうかと思いませんが、我々事務官としては、これは先生、そうするという意味ではなくて、おおよその算段で申し上げさせていただくんですが、アバウトで言いますと五十都道府県でござりますから、十五億ですか三千万というんでしようか、十五億ですとか三千万といふことでございましょうでござりますね。三千万ばつと全部流してしまつますと五十都道府県でござりますから、どこかに集中していくとか悪いとかといふことはありません。大体どこも同じように使ってもらおうのが大事だと思ひますから、そういう意味では、原理原則的には平均的で散らばるように金を分配しなければいけないなと思います。割り算してみるとそういう数字が出来ますので、それなりのプロジェクトを地元で組んでもいいんじやないかなと。しかし、一つのプロジェクトで一千万だ、三千万だと取つてしまつたら、一つの県の中でもほかが泣きますから、それはもうとてもあれで……。

それで、いろいろとお話を伺つておりますと、例えば成人病予防のための料理講習会などなどが具體的プロジェクトとしてあります。それから成人病予防セミナーを開こうとか、老化に伴う病気に関する公開講座を開こうとか、ストレス予防セミナー、あるいは成人病予防のための料理講習会などなどが具体的なプロジェクトとしてあります。

それから、介護などで申し上げますと、介護技術教室を開こうとか、介護技術マニュアルをつくるとか、介護相談の実施、在宅介護者支援イベンツの開催とか、介護フェアなどなどござります。それから介護の機器の展示などというのもあります。

それから、健康づくりで申し上げますと、健康教室を開こうとか、健康づくりのマニュアルを作成しよう、それからスポーツ指導技術セミナーを

やろうとか、スポーツ教室を開こうとか、スポーツ大会をやろう、先ほど申しましたゲートボール大会みたいなのはこういうジャンルに入ろうかと思います、健康相談とか、シルバーボランティアの講習会などなどあります。

この辺のことは、我々予算要求するに当たりまして、頭で考えたわけではありませんで、実情をいろいろ調べてみました。どういうものがあるのだろうかということを、民間のこういうことをやっている方々にも知恵を出してもらうという形で、もしこういうことをやつたらどんなプロジェクトが上がってくるのだろうかということで調べてもらつた、いわばファイジビリティースタディーをしたわけでございます。そういうのが今申しましたようなことで、これの裏側に個々の具体的な積み上げも出てございます。そういうものが結構あるんだということで上の上に立つて、ことしは十五億とふうことで予算を組んだわけでございます。

それで、先ほど申しましたように、一個一個がこのレベルでいきますから、そう高い大きな額ではなく進められるぞといふうに考えておりまします。それらをどうやって吸い上げていって、わかりやすく、じや、十萬円出しましよう、こういうふうにするのかといふ仕組みづくりのところを今せつせとやつているところでござります。

大体、大枠だけちょっと申し上げさせていただきますと、加入者協会という公益法人がございますが、もう一つ、簡保加入者の会という私団体が郵便局一個ずつに対応してございます。五千何百といふ仕組みがあるわけです。そういつたような人たちの知恵とか、もちろん市や町の行政に携わる人たちの知恵とか、何しろうちには二万の特定局長がおりますから、そういう方々の知恵とか、町のいろいろな方の知恵というのが糾合できるような形をつくりつつ、それが要望にまとめられて上がつてくるという仕掛けにしていく、というふうに考えていけるところでございます。

その人たちから見ますと自分の周りに幾ら予算

があるのか見えないわけですが、我々の側から、出す側から見て、大体このぐらいの目安だとい

うことをおろしておきますから、の中で一定のことをおろしておきますが、計画を立てて上げていく、全国レベルでもう一度見て、チエックして確定する、指定するというふうにして、いろいろ調べておるところでございます。そういう今仕掛けをつくつておるところでございま

す。

○吉岡委員 ゼビ目的に向かつて実効あるものにしていただきますようにお願いをしておきたいと思います。

さて、次に、加入者の福祉施設についてお伺いをしておきたいと思います。

簡易保険福祉事業団は、第二臨調の答申によつて、保養センター、簡易保険会館等の宿泊施設の新設をストップされております。しかし、簡易保

険加入者及び国民の余暇の増大、あるいは保養、レジャーに対する需要というものは増大をしてきております。また、高齢化社会に向けた政策の実行もさらに必要となつていて思つています。

現在、民活によるリゾートの開発というの各

地で行き詰まっている、こういうようなことも考えてみますと、加入者国民の期待にこたえて、政府の言う生活大國実現のためにも、公的事業体である簡保福祉事業団などの、いわば特殊法人にならざりやくつと申し上げさせていただきます。

そこで質問をさせていただきますが、簡易保険

設というふうに理解をさせていただきます。

そこで、申し込みがあつて、満杯で取り消さざるを得ないというようなこと等を含めて、施設をフル稼働させるといつても、曜日によって違うとか、シーズンによつて違うとかということがありますけれども、満杯で断つたというような件数はどうくらいに達するのか。

○江川政府委員 満杯でお断りした事例というのは確かにござりますが、申しわけございませんが、どれだけ断つたかのデータはございませんので、今ここでお答えできる状態にございません。大体利用率は八〇%ぐらいというのが全国ならしまでの姿で、特に土日が込んでる、しかし平日になりますとぐつと落ちて利用されているという状況、まあ答えにならない答えで恐縮でございますが、定員をオーバーして申し込みがある、このオーバーしている部分が一旦それぞれ何ぼだつたかという統計、統計というか事実を把握してございませんので、ここでお答えできなくて申しわけございません。

○吉岡委員 宿泊施設というのは旅館業法に基づく施設、あるいはホテル業という問題もありますけれども、この簡保が第二臨調で五十八年にストップされたまま新設されていないという実情があるわけでございます。本当に、民間を圧迫しているといふうふうに言われてストップされてきたわけですが、実際に圧迫しているのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○吉岡委員 「保養センター」等については、簡易生命保険事業で行う必要性は薄くなつていると考えられるので、「こう臨調の最終答申になつてゐるわけです。私はこの記述は実は疑問に思つてゐるわけです。

○吉岡委員 「保養センター」等については、簡易生命保険事業で行う必要性は薄くなつていると考えられるので、「こう臨調の最終答申になつてゐるわけです。私はこの記述は実は疑問に思つてゐるわけです。

○吉岡委員 「保養センター」等については、簡易生命保険事業で行う必要性は薄くなつていると考えられるので、「こう臨調の最終答申になつてゐるわけです。私はこの記述は実は疑問に思つてゐるわけです。

をつくり、いろいろサービスを提供していくとい

いますのは、いわば施設を設置して相互扶助組織の一つとして加入者が利用していただいて、保険金の支払いに加えて加入者に対する一種の還元措置だ、そう考えているところでございまして、

このような趣旨で設けられております保養センター等の施設の運営が民業を圧迫しているかどうかについては、これらをつまびらかにする資料がございませんので何とも言えないのでですが、施設の具体的運営に当たりましては各地域地域、地元で、その地域の観光協会とか旅館組合に加入するなどして結構協調してやつておられる方が現実でございます。例えば観光地の周知活動などもそこの具体的運営に当たつては各地域地域、地元でござります。また、観光の入り込み客といふのをござります。そこで、この周知、そういう増加などを防ぐために、この地域振興の貢献に努めているといふのを、そこと共同してやるというようなことをしております。また、観光の入り込み客といふのをござります。そこで、この地域振興の貢献に努めているといふのを、そこと共同してやるというようなことをしておられます。また、観光の入り込み客といふのをござります。そこで、この地域振興の貢献に努めているといふのを、そこと共同してやるといふのをござります。また、観光の入り込み客といふのをござります。そこで、この地域振興の貢献に努めているといふのを、そこと共同してやるといふのをござります。

ただ、我々の簡易保険の世界で加入者福祉施設

設といふふうに理解をさせていただきます。

そこで、申し込みがあつて、満杯で取り消さざるを得ないといふふうに考えておるところではございませんが、その結果、この施設が過疎地から出てきて、市に大体設置されているといふふうになりますと、宿泊施設が過疎地であるとかいろいろな観光地であるとかといふふうにあることによつて私たちは活用し得るといふふうに思つてゐるわけ

○江川政府委員 施設は全国で百二十七ございました。五十八年三月の臨調の最終答申で言われました。いわゆる「施設関係法人については、民間と競合する会館、宿泊施設等の施設の新設を原則的に中止する」、それからさらに「簡易保険郵便年金福祉事業団」、今話題にしている事業団のことなどがございますが、「については、原則として会館、宿泊施設等の新設を行わないこととする」こう書き込まれたのは事実でございます。

ただ、我々の簡易保険の世界で加入者福祉施設

です。そうなりますと、この保養施設等いわゆる宿泊施設等をストップされるということは、いわば加入者に対するサービスが公平に行われないという状況というのが生まれてくる可能性があると思つてゐるわけで、私は必要性がなくなつたといふこの記述について非常に疑問に思つておりますので、郵政省の方としてどうお考えになつておられるのかをお聞きしておきたいと思います。

○江川政府委員 ちょっとしたようなお答えになるかもしれません、我々いたしましては、いわば簡保のよくな公的資金を利用する加入者福祉施設の設置ということについては非常に積極的にやりたいと考えております。また最近、方々の市町などから我が地方にこれをつくってくれという要望がとみに多くなつてきております。これは事実でありまして、こういう公的施設の整備に対する要望がそれだけ大きくなっているんだないということを肌で実感しているところでござります。

この種の施設といいますのはまさに地元と密着してつくつてしまりますから、非常に地域振興にも貢献するし、地元の活性化にもなるんだな、そう理解しているところです。そういうことですから、私たちいたしましては、そのような社会経済の変化とか加入者のニーズとか地元のニーズなども十分に把握し、踏まえながら、こういう施設の整備充実を図つていきたいと強く思つていただろございます。

○吉岡委員 カーサ・デ・かんぽ浦安、この介護

いうのは非常に高くなつてきているというようになりますからこの要望は大きくなるであります。そう承知しております。そして、我々の計画としましては、やはりある程度人口のあるところに隣接していないとちょっとうまくいかない部分がございますので、とりあえず第二弾目は近畿に、大阪の方につくらうかなといふことで、用地を取得するところまで平成五年度では進んでいるところでございます。

さらにその後につきましては、ただいまの基本的な思想に立ちまして、いろいろと国民の意識の変化とか経済社会の動向などを踏まえながら施設方に取り組んでまいりたいな、そう思つておるところでございます。

○吉岡委員 この分野は非常に重要なことだと思っています。今も国民のニーズもどんどん高まっています。私もこのニーズもどんどん高まっているというお話をございますし、それから現に浦安では入居待ちの方々がメジロ押しという形が先ほどの数字から見ても明らかになつていて、そういうことを含めて考えてみると、その施設の運営といふものも非常に大事になるし、またそのサービスのあり方といふことも非常に重要な視されてくるというふうに思いますので、この点について、施設運営に当たつての基本的な考え方について大臣の方にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○小泉国務大臣 カーサ・デ・かんぽ浦安、私はこの前、視察に行つたのです。厚生大臣在住利用できるわけでございますが、募集時に希望件数がそれに対して五百五十四件ございました。現在、平成五年五月一日現在で入居待ちの数字を申し上げますと、百四十件ほどになつてござります。

○吉岡委員 この種施設に対する国民のニーズと

いふことで待つてゐる人もたくさんいるといふことでして、今後高齢化社会を見ると、こういう施設、しかもそれほど高くなり、設備もよろしいボーメ、これに続く今後の計画があるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○江川政府委員 おつしやいますように、この種の施設に対する要望は強いし、ますます長寿社会になつてまいりますからこの要望は大きくなるであろう、そう承知しております。そして、我々の計画としましては、やはりある程度人口のあるところに隣接していないとちょっとうまくいかない部分がございますので、とりあえず第二弾目は近畿に、大阪の方につくらうかなといふことで、用地を取得するところまで平成五年度では進んでいるところでございます。

○吉岡委員 最後になりますけれども、今加入者の福祉施設の問題についてお聞きしてきたのでもうおわかりかと思いませんけれども、民活方式によるリゾートの開発が各地で行き詰まつてゐる。あるいは事業団のよに公的事業が加入者、国民の保養のためのリゾート施設などをつくり、運営していくことが必要ではないかと私は思つてゐるわけであります。そうしますと、第二臨調の答申と

いうのは、先ほど申し上げますように、公的な宿泊施設の新設禁止、こういうことになつてゐるわけではありません。少しこのことを考えてももらえないだろうか。生活大国を目指してといふ政府の方針、あるいは内需拡大も必要だ、こういうようなことを見詰めてみますと、五十八年に臨調で答申が出たということは、尊重するということはそれなりに意味があつたと思いますが、今日までの期間、ストップしてきたといふようなこと等をもう一度見詰め直して、いわば臨調答申を見直す、こういうことができないのかどうか、これは総務省の方に伺いたいと思います。

○島中説明員 お答え申し上げます。
臨調の答申で、会館、宿泊施設の新設をストップするとされた趣旨は、民間の施設を含めて全国的に同種の施設の整備が進んでおるということ、それから、公的施設相互及び民間との競合が発生しつつあるといふところから、原則として新設を行わないということとされ、累次の行革大綱でもその旨うたつておるところでございます。

現在、第三次行革で政府部門の役割の見直しについて議論されておると承知しておりますが、既往の臨調、行革審の答申等に基づきまして、その適切な推進を図るという立場にござりますので、この旨御理解を賜りたいといふふうに考えております。

○吉岡委員 この種施設に対する国民のニーズと

○吉岡委員 私は兵庫県の日本海に面しておるところにいるんです。その地域に但馬海岸の保養センターが実はあるんです。城崎という温泉地の近くでございましただけに、旅館業界から猛烈に反対がありました。長い間話し合いが行われ、そして政治問題にも発展するのかというような時期もあつたわけですが、そういうことを乗り越えてお互いに協調するところをつくりて発足していただいて、今まで非常にスムーズな運営をされております。そのことによって旅館のお客をとられるのではないかというのが、いわばもめた原因だからです。簡保センターが来ることによってむしろ總体としてお客はどんどんふえてきた、そういう実態があるんですよ。

そういうことを含めて、競合するところからいろいろな声が上がると、だから簡保は要らないとか、あるいは簡保の宿泊施設にかわるものがあるからというようなことで切つてしまふには、やはり問題があるのでないかというように私どもは思つています。

したがいまして、先ほど言いますように、いわゆる簡保事業の一環としてやつておられる問題は公平に行われなくなってきたよ。健康センターなりそういうものが、先ほども御回答がありましたが、過疎地の方に私たちの方に使えるような状況が出てくるのか。ないですよ。せめて旅行に行つたり観光地に行つたときに簡保を利用させていただいてということができるぐらいですから、そこのところは少し弾力を持つて考えていただきたいという意見を持つておりましたので、いきなり變え、どうだというふうに私は申し上げませんけれども、少し紋切り調で言つていいで、そういう実態も見詰めていただけで、いかないで、その人の不満も地域にはあるんだといふことも十分総務庁の方で御判断をいただく、そういうことにしていただきたいという希望を申し上げておきたいと思います。

できれば郵政省の方からも、その意見について一言いただければありがたいと思います。

○江川政府委員 先ほどお答えしたかもしませんが、今とみに各市町村長の側から簡保の施設づくりへの要望が強まつてきて、この政治問題にも発展するのかというようございます。この対がございました。長い間話し合いが行われ、そしてあつたわけですが、そういうことを乗り越えてお互いに協調するところをつくりて発足していただけて、今日まで非常にスムーズな運営をされております。そのことによって旅館のお客をとられるのではないかというのが、いわばもめた原因だからです。簡保センターが来ることによってむしろ總体としてお客はどんどんふえてきた、そういう実態があるんですよ。

そういうことを含めて、競合するところからいろいろな声が上がると、だから簡保は要らないとか、あるいは簡保の宿泊施設にかわるものがあるからというようなことで切つてしまふには、やはり問題があるのでないかというように私どもは思つています。

したがいまして、先ほど言いますように、いわゆる簡保事業の一環としてやつておられる問題は公平に行われなくなってきたよ。健康センターなりそういうものが、先ほども御回答がありましたが、過疎地の方に私たちの方に使えるような状況が出てくるのか。ないですよ。せめて旅行に行つたり観光地に行つたときに簡保を利用させていただいてということができるぐらいですから、そこのところは少し弾力を持つて考えていただきたいという意見を持つておりましたので、いきなり變え、どうだというふうに私は申し上げませんけれども、少し紋切り調で言つていいで、そういう実態も見詰めていただけで、いかないで、その人の不満も地域にはあるんだといふことも十分総務庁の方で御判断をいただく、そういうことにしていただきたいという希望を申し上げておきたいと思います。

できれば郵政省の方からも、その意見について一言いただければありがたいと思います。

○江川政府委員 私らから言えど、郵政省の方としても今後簡保センター等の宿泊施設について、だめだということとて言われてはいるからと、その答えが返ってくるんですが少しは御検討いただいて、私はお答えがござります。

○吉岡委員 私らから言えど、郵政省の方としても今後簡保センター等の宿泊施設について、だめだということとて言われてはいるからと、その答えが返ってくるんですが少しは御検討いただいて、私はお答えがござります。

○阿部(未)委員 きょうは簡易生命保険法関係の三法案一括審議ということとてございませんから、私も各法案ごとに区切らずに、内容的には一括した質問になろうかと思いますので、あらかじめ了承を願つておきたいと思います。

それから、本日は委員長を通じて大蔵大臣の出席を要請いたしましたが、大蔵大臣はきょうはちょうど補正予算の審議がありますのでこれはそちらにおいてになるのは当然だと思いますが、そのうえで、大臣にかかる人として政務次官をとおいておりますけれども、それぞれの委員会が國務大臣の出席を要求した際には、可能な限りそういう配慮をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

そこで、具体的に質問に入らせてもらいますが、まず、今回の関連法案で一つ問題になりますのは、簡易生命保険の種類、あるいは商品といいながらも、これが幾つぐらいあって、どういうふうになつておるのか、ちょっとと説明してもらいたいと思います。

○江川政府委員 法律の上では十種類ございます。そして、約款の上ではそれが細分されて二十四種類になつてござります。したがいまして、我々は十種類の二十四種類ある、こういうふうに通常よく申しております。

ちなみに、今年年金付学資保険ができ上がりまして、これが十一種類、二十五種類、こういうふうにならうかと思います。

(委員長退席、川崎(二)委員長代理着席)

○阿部(未)委員 ここに、これは多分郵政省の宣傳あるいは案内のために出されたものと思ひます。これが、「簡易保険の現況93」というのがございます。まず、この四ページ。この「新契約種類別加入割合の推移」というところに、いわゆる種類がずっと列挙されております。これと法律あるいは約款のものからしても、区別なく、要請があればどこの委員会でも大臣は出でいく性格のものだと思つておりますし、とりわけ通信委員会に、特に郵便貯金法とか簡易生命保険法について大蔵大臣の出席を求めるゆえんは、これは確かに国家行政組織法では郵便貯金も簡易保険も郵政大臣の所管でございます。しかし、その運用の内容は、貯金の利息、貯金の資金の運用あるいは保険の資金の運用等々、これは大蔵省と非常に深い関係がある。ある意味ではまさに両省の共管的な性格も持つておる。それだけに、通信委員会においては、郵便貯金法とか簡易生命保険法等の審査に当たつては大蔵大臣の出席を求むる、あるいはそれにかわる人にはそれから出席をしてもらうということは至極当然なことであると私は理解をしておりますし、また法的にもそうなつておるし、宮澤官房長官のときにもそういうふうに政府は考えますという約束もいただいております。

それで、これは委員長にもお願いしておきたいと思いますけれども、それぞれの委員会が國務大臣の出席を要求した際には、可能な限りそういう配慮をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

そこで、具体的に質問に入らせてもらいますが、まず、今回の関連法案で一つ問題になりますのは、簡易生命保険の種類、あるいは商品といいながらも、これが幾つぐらいあって、どういうふうになつておるのか、ちょっとと説明してもらいたいと思います。

○江川政府委員 法律の上では十種類ございます。そして、約款の上ではそれが細分されて二十四種類になつてござります。したがいまして、我々は十種類の二十四種類ある、こういうふうに通常よく申しております。

ちなみに、今年年金付学資保険ができ上がりまして、これが十一種類、二十五種類、こういうふうにならうかと思います。

○江川政府委員 おつしやいますように、支払いの仕方まで個々に分けていきますと二百六十三ですか、べらぼうにたくさん保険の種類になつておるはずですが、どうですか。

○阿部(未)委員 それはわかつてます。約款上分けていけば、支払いの形式まで入れると二百六十三になるというのをわかるのですけれども、法

律上あるいは約款上の種類と郵政省が宣伝しておるこの種類とのかかわりはどうなりますか。

○江川政府委員 このパンフレットの方は保険の中身的に書いているというふうに理解します。つまり、学資とか成人とか家族とか職域とか、入ろうとする方の側から見てとつつきやすいと見え方でこれを整理してしまっているものでございま

す。

○阿部(未)委員 それでは、この「現況93」の七ページを見てもらえますか。もちろんこれは保有契約数の状況を報告したものではありますけれども、「保険の種類別保有契約状況」、こうなつていますね。これは幾つあります。

○江川政府委員 表四でございますね。「その他」を入れますと七種類ございます。ばらばらで申しわけございません。

○阿部(未)委員 局長、私が申し上げたいのは、利用者国民が見て、郵便局の簡易保険にはどういふ種類がどのくらいあるんだろかということが截然としないのですよ。表によつてはこういう七種類の表がある。表によつては二十何種類の表がある。あるいは、約款上は二百六十三もの組み合があります。まさに一番わかりやすく説明をしなければならない簡易保険の種類の内容が、非常に複雑多岐にわたつておる。

かつて私は簡保の約款について郵政省に提言しましたことがあります。昔の非常に難しい片仮名の言葉で書いてあつて、とてもじゃないが、約款といふのは本来加入者が理解をして契約を結ばなければならぬものであるのに、約款がこれではどうしようもないぢやないですかと提言したことがあるのですが、もう少し加入者にああそうかと理解しやすいような分類の仕方といいますか、しようがないでしよう、種類が二百六十三あつても、しょうがないかもわからぬが、もう少し一目見てわかるようだ。簡易保険の種類といふのを一般に周知できるような方法を検討されたらどうだろかという気がしますが、どうでしようか。

○江川政府委員 いろいろと考えてみたいと思い

ます。

○阿部(未)委員 大体、前向きと言つときは余り

やる気がないときで、考へるときには全然やる気がない、こういうふうに役所の言葉でなつておるそうですが、やはりそういうことですか。本当に考へる気があるんですか。

○江川政府委員 まじめに考へて、いろいろ検討してみたいと考へております。

○阿部(未)委員 それでは、次の問題に移りたいと思いますが、簡保資金の運用の問題ですけれども、今資金の総額は幾らあるんですか。

○江川政府委員 平成四年度末で六十五兆五千三百一十一億円になつております。

○阿部(未)委員 これは資金運用部に入つておる余裕金を含めてありますか、含めてありませんか。

○江川政府委員 含んでございます。

○阿部(未)委員 そこで、次、お願ひしたいんですけれども、大蔵省の資金運用部の方ですけれども、今、郵便貯金それからこの簡易保険の資金は財投の方でのくらゐの金額で、どのくらゐの割合を占めていますか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

フローベースで申し上げますと、平成五年度の財投計画及び国債の引き受け、財投計画が平成五年度は四十五兆七千七百六十億円でございます。それから国債の引き受けが一兆円というのが当初計画でございますが、合わせて四十六兆七千七百六十億円でございますが、このうち産業投資特別会計の分が五百七十七億円、それから資金運用部資金の分が三十七兆六千五百九十五億円でございます。そのうち郵便貯金の新規積み立て増分が十兆四千億円、厚生年金・国民年金の分が七兆一千九百億円、回収金等が二十兆六百九十五億円となつてございます。それから、簡保資金でございますが、フローベースでは七兆五百三十四億円、こうなつておりますと、このほか政府保証債二兆円を加えまして、全体としての財源が四十六兆七千七百六十億円になつてゐるところでございます。

○阿部(未)委員 それでは、郵政省の方にお伺いしましよう。

先ほどお話をあつた、いわゆる六十五兆五千億ですか、六十五兆五千億という簡保資金の総額の中で、現在、財投を通じて運用されておる額は幾らであり、資金総額の何%に当たりますか。

○江川政府委員 資金総額六十五兆五千三百一十一億のうち財投運用に充てておるのは三十九兆九千六十四億で約六割でございます。

○阿部(未)委員 それで、もう一遍大蔵省の方に伺いますが、累積といりますか、平成四年度末で郵便貯金並びに簡易保険等の財投に入つておる金あるいは財投を通じて運用されておる金は幾らになつて何%になりますか。

○佐藤説明員 お答えいたします。手元に、財投に実際に運用されている額ベースでのストックベースの数字をちょっと持ち合わせておませんもので、御参考までに資金運用部に現在預託されている金額、これをちょっと申し上げたいと思います。これも、私手元で今直近の平成五年の四月末現在の数字を持つておりますので、それを申し上げます。

平成五年の四月末現在で資金運用部に預託されております預託金が三百一兆九千八百三十五億円でございます。このうち郵便貯金の分が百六十九兆一千六百七十五億円でございます。それから、簡保の分でございますが、これが六兆五千二百四十四億円、厚生保険が八十九兆二百八十四億円、国民年金が六兆八千六百九十九億円、その他三十兆四千二十三億円、こういった内訳になつてゐるところでございます。

○阿部(未)委員 大蔵省の方が資料の持ち合わせがないようですね。それで、今は資金運用部を通じてのお話ですね。資金運用部を通じなくて、いわゆる政府財投の割り当て等を受けて郵政省が簡保の方から財投の方に運用しておるお金

ければ続けます。

それで、私は非常に心配しておるんですねけれども、今行革審等いろいろな意見を出しておりますんでも、それからも、一体、今日までの日本の国の財政運用で財投の果たした役割というのは非常に大きかったし、その中で郵便貯金なり簡易保険等が果たしたその資金の運用の割合というのも、これは

五〇%を超えておるはずですから、多いときは六〇%近くなつておるはずですから、それだけの大いいう事態になつたときに、国の財政の運用、特に財投の運用というのはどういうことが考えられるんだろうか。率直に言つて気になるんですが、大きな貢献をしてきた。

そこで、もし財投の方に、あるいは資金運用部を通じておるは別にして、財投計画の中に郵便貯金なり簡易保険のお金が入つていいかない、それが

運用で財投の果たした役割というの是非常に大きかったし、その中で郵便貯金なり簡易保険等が果たしたその資金の運用の割合というのも、これは五〇%を超えておるはずですから、多いときは六〇%近くなつておるはずですから、それだけの大いいう事態になつたときに、国の財政の運用、特に財投の運用というのはどういうことが考えられるんだろうか。率直に言つて気になるんですが、

忌憚のない意見を聞かせてくれませんか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

今先生お話をございましたように、我が国の財政運営におきましては、租税等の無償資金を使ってやる分野と、それから財投を通じます、有償資金を通じて社会資本整備であるとか住宅対策あるいは中小企業対策、こういいうものをやるところが非常に大きな役割を果たしているわけでございま

す。そういう中で、まさに郵貯は資金運用部の主な原資になつてゐるわけでござりますし、それから、簡保資金につきましてはその一部が財投計画のもので運用されているということで、有償資

金を用いた我が国の各般の政策的要請に対応する、こういう財投運営

郵貯、簡保資金はまさに大きな位置づけを持つ

ていると私どもも思つております。

ただ、今先生がおつしやいましたけれども、これがなかつた場合どうなんだというふうなお話をござりますけれども、まさに有償資金を活用しての政策遂行という、財投システムのいわば入り口部分に当たりますこの原資を将来にわたつてどういうふうに確保していくかというの、やはりそ

のときどきの財投に対する需要だとか、経済金融

情勢だとか、そういうものを総合的に勘案して考えていかなければならぬ問題ではないのだろうか、こう思つております、まことに恐縮ではございますが、なかつた場合どうなんだと、うにつきまして、今ここでこうだというふうに申し上げる答案を持つてないものですから、そこはちよつと御容赦いただきたいと思います。

いずれにしても、現在の財投システムにおいて非常に重要な位置づけは、そのとおりでござります。ちよつと御容赦いただきたいと思います。

非常に重要な位置づけは、そのとおりでございまし上づける答案を持つてないものですから、そこはしあげます。しあげます。

○阿部(未)委員 率直に言つて、有償の場合、一つは大きいのは国債がございますね、それから郵貯とか厚生年金資金とかいうふうな政府資金の中の財投繰り入れがあると思うのですけれども、私どもが心配するのは、今大きな割合を占めておる、郵政省が所管をする貯金とか保険という資金がこれから先もしくなるというような場合に、一体財投について政府はどういうことをお考えになるのだろうか。今のお答えから推測するならば、今そういうことは検討していない、考えていない、そう受け取つていいですか。

○佐藤説明員 まさに現在郵貯、簡保資金、それぞれ財投において重要な位置を占めているわけでございますけれども、これがなかつた場合どうだということについて、いわば仮定の状況と申しますようか、そういつた仮定の想定に立つた検討といいましょうか、それは現在のところやつていないとこでございます。

○阿部(未)委員 わかりました。

実は、私が聞きたかったのは、そういう計画を既に持つておるのだろうか、持つておるとするならばどういうものだろうかと、ということを聞いておきたかったのは、例えれば利回りにしても、常識的に言つたかたのは、利回りが高い、貯金、保険の利回りの方が安いはずですから、そういうことをいろいろ考えてみると、今まで果たしてきた役割はもとより、これからもやはり大きい役割を果たしていくんだなというふうに考えておるものですから、もしさういうことを今政府の方でいろいろ

る検討なさつておるならば、どういうことが考えられるのか、聞いてみたいと思いましたが、幸か不幸かまだ検討されていないようでございますから、そこで次の質問に移ります。

次に、保険局長、この簡保資金というものは、確かに、今お話をあつたように、財投計画を通じて地方に回つていく部分も相当あるわけですから、特に私は、その性格から、地域の活性化に貢献すべきであろう、地域還元をされるべきだと考えておりますが、地方還元の状況とこれからの方の考え方を承つておきたいと思います。

○江川政府委員 地方公共団体への貸付額が平成四年度末で十兆九千億円ございます。地方債への運用額が三兆一千億、合わせて十四兆円でございます。まして、簡保全体、六十五兆円の中で十四兆円を占めているところでございます。

○阿部(未)委員 申し上げましたように、可能な限り地方に還元をするという方針で、財投計画等についても大蔵と十分お話し合いの上、配慮をしども、特に私は、その性格から、地域の活性化に貢献すべきであろう、地域還元をされるべきだと考えておりますが、地方還元の状況とこれからの方の考え方を承つておきたいと思います。

○阿部(未)委員 申し上げましたように、可能な限り地方に還元をするという方針で、財投計画等についても大蔵と十分お話し合いの上、配慮をしども、特に私は、その性格から、地域の活性化に貢献すべきであろう、地域還元をされるべきだと考えておりますが、地方還元の状況とこれからの方の考え方を承つておきたいと思います。

○佐藤説明員 お答えいたします。

私が担当分野と少し食い違う部分もござりますので、まことに不十分な答弁になつて恐縮でございますけれども、確かに今先生おつしやいましたように、六十二年度の簡保の利回りは六・六一、そのときの生保は七・五五、それから三年度が簡保は六・一三、生保が五・〇二、こういう数字と私どもも承知しております。

○阿部(未)委員 お答えいたします。

おおむねそういうことではないかなと私も思つております。

○阿部(未)委員 郵政大臣、今お聞きになつておりますが、実際、簡保の運用利回りがどうしたことかで、この結果になつたかということにつきましても、そつまびらかにお話を承つておられたことは、どちらもございませんし、これは先生も御存じのように、民保と簡保で単純な比較は不可能でございますけれども、大ざっぱに私どもが考えますのは、例えば生保が二年度は六・四三だったわけですけれども、これが五・〇二に下がっているわけですがあります。それは一つには、市場金利の低下を背

議論されてきた経過がございます。おつしやるよう、かつては民間の保険の方が運用利回りは高かつたのです、簡易保険の方が低かつた、もちろんこれは金利の設定等の関係がありますから、一概に運用利回りだけをもつて議論するわけにはまいりませんが。

理財局長、数字でちょっと伺いたいのですけれども、年度で言いますと、昭和六十二年の簡保の運用利回りは六・六一%、そのときの民保の運用利回りは七・五五%という数字が出ております。

しかし、平成三年度については、今郵政省の保険局長お答えになりましたように、簡保の方は六・一三%、民保の方が五・〇二%という運用利回りになつております。これの出所は、保険研究所が出した「インシュアランス生命保険統計号」、こういうところが出版ですけれども、もしこの数字に誤りがなければ、理財局のお考えは、この運用利回りはこんなに、六十二年から実際に一・五ボイントも下がつておる。こういう運用利回りというのは大体正常なのかどうなのか、保険経理としてはどういうふうに見ればいいのか、ちょっと学問のあるところを聞かせてもらいたいと思いま

す。

○阿部(未)委員 私も大体、素人ながらそういうことではないかと。例えば、民間保険の場合には相当の株式を購入しておる、これが評価が下がります。

どうも不十分な答弁で申しわけございません。それから次に、簡保資金の運用利回りは、それから大体、最近の資金の運用利回りは、どれども大体、最近の資金の運用利回りは、どういう状況でございますか。

○江川政府委員 過去の運用利回りは、民保が簡保を上回るという状況にございましたが、ここ数年、簡保、民保ともに利回りが低下傾向にございました。平成三年度につきましては、簡保は六・一三%で回りました。民保は、私どもの資料によりますと五・〇二%と承知しております。平成四年度につきましては、今取りまとめ中でござります。つまり、まだどちらかにお話を承つておられたことは、とりもなおさず加入者について利益の配当が十分に行われなくなつてくる。これは保険のシステムですからやむを得ないでしょう。それを比較をして、簡易保険の場合にはほとんど六%台をキープしておる。したがつて、官業と民業を比較する場合にもそういう正確な度合いといい

ますか、国民に対してどれだけの責任を持ち得るのかというふうな点から考えても、堅実な運用である、簡易保険が国の事業として堅実に運用され

ておるということは言えるのじやないかと思うのですが、その辺どうでしようか。

○小泉国務大臣 民間に比べて運用先が限定されますから、確実性が問われている、その点においては簡保といふのは規制されている面においてプラスとマイナス両方ある。今回そのプラス面が出てきたということだと思います。

○阿部(未)委員 大臣、大変気になるお話をあつた。そのマイナス面といふのはどういうのが出てくるか、ちょっと参考までに。大臣がお考えになつてているマイナス面といふのはどういうものなか。

○小泉国務大臣 運用先がかなり自由になりますと、ある程度危険を覚悟しても高利なものを見出しあるときも出てくると思うのですが、簡保の場合はそういう心配がありませんから、かなり確実性が見込まれるものに運用していますからそういう心配はないのじやないか。しかし民間の場合は、株は上がるときもありますし、下がるときもあります。上がるときはいいけれども、下がったときは、これまで元も子もないという場合もありますから。そういう心配はないということをございます。

○阿部(未)委員 私は、原則的に、国の事業として非常に堅実な運用をされておるのが簡保であると。民間保険の場合には、お話をあつたように、株が上がつてもうかるときもあれば、不動産投資をしてもうかるときもある。しかし、不動産投資で大変もうかつたから保険金の割り戻しを倍にしましようとか、株がぐつと三倍になつたから保険の加入者の皆さんに還元しましようという話を余り聞いたことがないのです。その基本は、この簡易保険法で定められておるよう、一つは、利益を目的とせずに運用されておる、国民のために運用されておる、片方は、何といつても利益を上げることを目標にしながらくられるのが民間と国営の違いだというふうに私は思うのです。それは必ずしも片方だけに長所があつて片方だけに短所があるとは言いません。言いませんけれども、押しなべて言うならば、そういうものではな

いのだろうかという認識を私は持つておる。

したがつて、国営だから、官だから悪いとか、民だからいいという短絡的な議論にはならないのではないかというふうに考えるのですが、その辺はどうでしようか。

○小泉国務大臣 有利性というのも簡保は大事でそれとも、もっと大事なのは確実性ですね、安

全。これに配意する。そして、できるだけ安い保険料を提供するというその趣旨に沿つていくといふことがやはり大事じやないかなと思っておりま

す。

○阿部(未)委員 大臣もだんだんいいところもわかつていただいたようございますから……。

それでは大蔵省の方、もう結構です。

現行簡易保険の加入限度額は一千円である、一定の条件のもとにおいてのみ千三百万までは加入ができるというふうに私は理解するのですが、そ

先ほどの同僚の赤城委員の質問だったですか、そ

れに對して保険局長お答えになりました、いわゆる保険金額において簡易保険が伸びないのは限度額と関係があるのでないか、こういう御答弁を

ちよつとなさつておりましたね。私もそういう気がしてならないのですけれども、現行の一千万円というのは、これはいつ決められた額ですか。

○江川政府委員 現行の一千万円は昭和五十二年に決められたものでございます。

○阿部(未)委員 昭和五十二年、ことしは平成五年ですが、昭和五十二年になりますか。

○江川政府委員 六十八年かと思います。

○阿部(未)委員 それで、その間は何年ですか。

○江川政府委員 経過でございますか。(阿部(未)委員「はい」と呼ぶ)十六年ございます。

○阿部(未)委員 相当大きく変動しておることは間違ひがない。

私が知る限りでは、何か簡易保険に関する市場調査いろいろなことをおやりになり、それから

国民の、加入者の皆さんに対し、簡易保険の限度額はどのくらい、保険にどのくらい期待するかというようなものを調査されたことがあつたよう

に思ひます。そういう調査があるならば、ちよつと数字を発表願えませんか。

○江川政府委員 ごく最近、平成三年に郵政省

で、簡易保険局でいたしました簡易保険に関する市場調査というのによりますと、保険に期待する額は五千十五万円となつております。

○阿部(未)委員 これは万一一の場合の、死亡した場合に要るというお金ですか、簡易保険に期待するということですか。

○江川政府委員 おつしやるとおり万一一の場合の生命保険期待額として、これは簡易保険ばかりでなく生命保険全体のことです。

○阿部(未)委員 そこで、常識的に考えて、十六年間据え置かれたということについて、簡易保険を預かる郵政省としてはどうお考えになつていま

すか。

○江川政府委員 簡易保険の加入限度額といふものは、一つは、国営事業である簡易保険の業務範囲としての適正水準といふ見方があります。もう

一つは、無診査の保険でござりますからそれなりの適当と認められる保障水準といふのがございま

す。そういうものを考えながら、なお簡易保険法の一条に書いてござりますように「簡易に利用できる生命保険を」「国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進する」という目的を果たすべき提供しなければいけない、こう考えておりまし

て、そういたしますと、先ほど申しました五千万円の希望、期待額などからいきますと、簡保といつてしまつては現在の水準ではどうも不十分ではないかろうか、限度額の見直しをすることが必要ではな

いのかななりを整理して、関係の向きと交渉に入

れてはこななくちやいけないんじゃないかな、そう

思います。

○阿部(未)委員 ただこれは私が非常に心配して

おるのは、このところ附帯決議等を見ましても、かつてあった限度額の引き上げというのがなくなつておるのでですよ。附帯決議の中から消えておる

のです。ということは、もう郵政省はこの一千万でいいとお考えになつておるのかな。我々の常識からすれば、どうも少し今の社会常識からすれ

ば、子供たちの学費といふのがありますわね、学

校で災害をこうむったときの。学災だつて千何百万ですよ、一千万じゃないですよ。ましてや一家の働き手が将来のことを考えて入つておる保険ですから、社会の通念としても一千万ではどうにもならぬのではないか。

したがつて、どの程度引き上げたのがいいとお考えになるのか。それは、保険事業を扱つておるあなたのところで検討し提起すべき問題だと私は思うのですが、どうでしょうか。

○小泉國務大臣 これはいろいろ議論があるところでありまして、一千万円限度額を利用している人がどのくらいいるのか、一千万というものは月々どのくらいの保険料を払うのか、これが本当にできだけ安い保険料を提供するという法律の趣旨に沿つているか、こういう点も含めて検討していく問題だと私は思つております。

○阿部(未)委員 だから、昭和五十二年に仮に一万円の掛け金で一千万円をもらうという保険のシステムが一般として適当であると考えられておつたならば、今日サラリーマンならば月給も上がつております、物価も上がつております、時代も高くなります、そういうものを勘案すれば、まさに大臣のおつしやつたとおりこのくらいの掛け金までならばいいのだ、安い掛け金でいけるんだ、しかし期待するのはこの程度だから、その後の物価の上昇、社会情勢を勘案して改定するのが至当であると考えのか。昭和五十二年に一万円しか掛けられなかつたのだから昭和六十八年になつても一万円いいのだというこの理屈は成り立たないと思うのですよ。

○小泉國務大臣 一千万だと平均、いろいろなのがあると思いますが、月々保険料が七万ぐらいですね。これ以上払える人がどういう程度の層かと云ふ。そういう点も含めまして、限度額を引き上げるのが妥当かどうかという、やはり総合的に判断して検討が必要じやないか、そういうふうに思つております。

○阿部(未)委員 それでは大臣の御答弁から推測

をすると、昭和五十二年に限度額を一千万としたことは限度額そのものが過ぎて不当であつたと

いうことになるのですか。

○小泉國務大臣 かなり大幅に引き上げたということじゃなかつたかな、そう思つております。

○阿部(未)委員 大臣、昭和五十年の十二月に八百万だつたのですよ。それが五十二年六月に一千万になつたのですよ。そつ大きな、大幅な引き上げじやないでしよう、これは。そつ大きな、大幅な引き上げではなくて、私が言いたいのは、昭和五十二年の常識で、全員が七万円掛けられると私言ふんぢやないです。

それから、大臣は平均でおつしやつたと思うけれども、掛け金は、保険料は加入したときの年齢によつて違いますから、生まれてすぐの人が保険に入つた場合七万円掛けるということはないのです

よ。それは七万などというのはどこかの一つの水準をとつたのかもわからぬが、要するに、昭和五十二年の常識として最高一千万ぐらいまでは保険をしてあげるとする。一千万にしたから全部入らんならぬといふ理屈もないのですよ。したがつて、限度額というものは、ある程度は国民の期待

に入つた場合七万円掛けたものであり、掛けれる人は

それをおつしやつたとおりこのくらいの掛け金まであるから高い掛け金があつてはならぬといふ理屈ではない。下の方もずっとあるわけですから、二万円しか掛けられぬ人は二万円掛ければいいのです。

しかし、もう少し欲しいなといふ人もおる。その場合に、社会常識として今もしも万一千の場合にど

のくらい欲しいと思ひますか、掛け金はどのくらい

ありますよ。しかし掛けられる人もあるとするなら、それが限度額なんですか、限度額といふのは、所轄所から考へてもらわなければ。

それより上に行つちやいかぬが下は何ばでもいい

わけだ、早く言えば、そういうものなんでしょう。

○小泉國務大臣 民間の保険もたくさんあるわけですから、簡易保険の役割、民間の保険の役割、いろいろすみ分けがあると思います。それ以上の方は、民間でもたくさんやつてあるわけですから、そういう選択の余地もある。それで、簡易保険は簡易保険の法律の目的に沿いまして、できるだけ安い保険料を提供するというその趣旨も大事じやないか。ですから、民間とか簡易保険両方の役割を見きわめながら、そしてどの程度の人が、どの階層の人が利用しているのかという利用状況も見ながら総合的に検討していく必要があるのじやないか、そういうふうに思つております。

○阿部(未)委員 そういうことがあるからこそ、郵政当局も世論調査等をやって、万一の場合にどのくらいのものを期待するかとか、いろいろな資料に基づいて調査をされておる。そういう調査を基本に考えるならば、昭和五十二年に設けた限度額は、それから十六年を経過した今日なお妥当であるということになるだろうかどうだろうか。

それから、確かに、民間を選択するか、官業を選択するか、加入者の自由です。自由ですが、だから先ほど私はわざわざ申し上げたのですけれども、やはり民業の場合のリスクと官業の場合の確実性、大臣もおつしやつたけれども、そういうものを利用すれば、加入者は選択するわけですから、二万円しか掛けられぬ人は二万円掛ければいいのです。

しかし、もう少し欲しいなといふ人もおる。その場合に、社会常識として今もしも万一千の場合にど

のくらい欲しいと思ひますか、掛け金はどのくらい

ありますよ。しかし掛けられる人もあるとするなら、それが限度額なんですか、限度額といふのは、所轄所から考へてもらわなければ。

それより上に行つちやいかぬが下は何ばでもいい

面倒を見てもらいたい、そういう国民のニーズが多くれば、それをつくつたからといって別にどう

こうということではないし、つくつたからこれに入らぬやならぬといふわけじやない。これは限度額を設けたのであって、それ以上は圧迫をするとかいろいろなことがあります。だから、これが限度額ですよといふのが十六年前と今日同じでなければならぬという理由はどこにもない。

正直に素直に考へて、これはやはり改定すべき筋のものである。そう私は思ひし、当局もそうお答えになつておるわけですから、これはもう大臣、そういうふうにお考へになつた方がいいのじやないです。

○小泉國務大臣 利用状況とかあるいは保険料がどの程度になるのか、そして民間とのバランス等を考えて総合的に検討していくべき問題だ、私はそう思つております。

○阿部(未)委員 それはもう当然総合的に検討しろと、私も総合的にやつちやいかぬと言ふわけじやないのだけれども、仮に考へてみると、今高齢化社会に入った。国民の平均余命もどんどん延びておるのです。これは保険の大数計算からいく

なれば、大臣がいろいろ心配していまます掛け金は恐らくかなり下がつてくるのではないかといふ気が私はするのです。終身保険の場合なんか特にそう

ですが、いろいろ平均余命が延びなければ掛け金はそれだけ下がつてくる性格のものだ。したがつて、やはりここまでは入れますよといふ限度でございますから、これをつくつたからこれに入れと

いうわけじやないのですから、もう十六年間たつた今日、限度額について検討しなければならない

といふふうに考へるべきだ、こう思います。もう答弁は要りません。——あなた何かありますか。

○江川政府委員 事務的なことでちょっと捕足させていただきたいと思います。

大臣が申しました民間とのバランスとか、ある

いは支払える能力とかいろいろなことを考へてやつていくことは私たち当然だと思います。

そういう中で、阿部先生先ほど来、十六年間据え

てもいい。とった場合には、契約者にもしものことがあつた場合には、既に払い込んだ保険料はお返しする。計算はかなりややこしいが、それはやります。そういうことでござりますね。大体わかれました。

もう少しありますが、時間が来たようですから終わります。

○鶴井委員長 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後零時三十一分開議

○鶴井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石田(祝)委員 間易生命保険法等の三法の質疑

質疑を続行いたします。石田祝稔君。

○石田(祝)委員 間易生命保険法等の三法の質疑

をさせていただきますが、まず順次、三本ありますから、簡易生命保険法の一部改正からお伺いをしていきたいと思います。

今回のこの生命保険法の一部改正の大きな特徴は、育英年金付学資保険、仮称ということでありますけれどもやられるということで、これはこれから順次詳しくお聞きをするとしまして、せつかく政務次官においておいでをいたしておりますので、まず最初に、簡易生命保険、いわゆる簡保といいうものが、どういう部門といふんでしょうか、どういう部分で日本の発展というもの、日本の社会の発展に役立っているのか、とにかくその意義と申します。

○齊藤(斗)政府委員 お答え申し上げます。

委員御承知のとおり、簡易保険事業の役割といふのは、国民に簡易に利用できる生命保険を確実な経営によってなるべく安い保険料で提供する、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することと私ども考えておるところでござい

ます。

簡易保険といたしましては、この簡易保険事業の果たすべき役割を踏まえまして、国営事業として、国民の立場に立つて積極的な制度改善を行うとともに、国民の要望に合つた新しい商品、サービスの提供に努めて国民の期待にこたえられるよう努めてまいりたいのが肝要かと思いますが、それから

二つ目に、子供が死亡しますとそこで当然死亡保険が出来ます。もう一つ、三つ目ですが、親が死亡いたしますと、そこから先満期までの間は掛金をしなくてよい、掛け金がゼロ、免除される、こうなつておると理解しているところでございま

す。

○石田(祝)委員 それでは、内容の育英年金付学資保険について若干詳しくお伺いをしたいと思うのですが、この新しい制度はどういう趣旨になつてあるのか、また、その仕組みについて教えてい

ただきたいんです。そして、この制度を商品化しているのか、また、その仕組みについて教えてい

た理由、要望がもちろんあつたと思ひますけれども、その三点についてお述べをいただきたいと思ひます。

○江川政府委員 まず、この趣旨でござります

が、簡易保険では学資保険というのを昭和四十六年から発売しております。これは、親に万の一のことがあつた場合でも学資金の準備ができる保険商

品を提供するということによりまして、安心して子育てができる環境づくりを支援しようという趣旨で始めたものでございます。

最近、平成四年ですが、「生活大図五か年計画」などにおきましても、子育てに対する経済的支援

とか家庭を支援する施策を推進するなどのことがいろいろうたわれているところでございます。こ

の場合は、法律上九十万円を超えないといふように書いたございまして、七百万円の部分でございま

す。ということは、その年齢の人の保険の最高額は七百万となつてございますので、それに見合いましてこの保険も七百万が最高限度ということになります。そのため、先生が今御指摘の一^二%となりますが、今度の年金付学資保険も今の学資保険も二歳以下とか十五歳以下、そういう年齢でございまして、年金付学資保険も今の中高生の年齢以下でなればいけません。それは、物によりますが十

歳から、加入保険額の限度との関係でござい

ます。ということは、被保険者がある年齢以下でございませんが、被保険者がある年齢以下で

なればいけません。それは、物によりますが十

歳から、加入保険額の限度との関係でござい

ます。ということは、被保険者がある年齢以下で

なればいけません。それは、物によりますが十

の確率で事故に遭うとか、御病気になつて亡くなつていくという確率はあるわけですね。生命表というんでしようか、そういうものに基づいて通常は年金とか保険は決めていると思うんですね。そうすると当然一二%というのは、そういう意味で保険全体の中で、もちろんいわゆる配当もしくは出されてるんではないかというふうに私は思い込んでおったんですけども、頭に九十万があるから最高七百万で割つて一二%。これはちよつと話が違うんじゃないかと思うんですけども、この点いかがですか。

○江川政府委員 年金額の九十万円といいますのは、法律で最高限度がこれを超えてはいけないというふうに書かれてございまして、どういう理屈を立てようとも九十を超える年金を出すことができなきないというのが仕組みでございます。

したがつて、もうう側から見ると、年金額はできるだけたくさん欲しいと思うわけでございますが、それが最高に取れるような額でございますと、九十を超えないわかりやすい数字というふうに考えていくわけです。そこで八十四というのが出て、これが一二%だというふうに言つたわけですが、先生がおっしゃいましたような生命表に基づくいわゆる数理でございますね、数理に基づく議論というのは、したがいましてこれの保険料の方にカウントして出していくわけでございます。八十四万円という最高の年金を掛けたとしても、ゼロ歳の子供に、父親が死んだ場合ですから、父親が三十五歳とすれば三十五歳の人の生命表で議論していきますから、八十四万円に対して契約者の保険料が幾らになるか、そこで死亡率が効いてきますので、端的に言つてしまえば安くなる、そこで調整しているわけでございます。

一二%というのは、それがひとり歩きする意味ではありませんで、要するに九十という頭に対しではありませんで、八十四ぐらいを出して、それは最高七百でいく

と一二%になる、こう申し上げてある次第でございます。

○石田(祝)委員 そういたしますと、例えば、私は資料でいただきましたのは、契約者が三十五歳の男性で被保険者がゼロ歳の男性だと現行の学資保険では一万七千四百円だ、そういう資料をちょうだいしましたけれども、それが育英年金付学資保険になると月額二万円程度になる、試算中ということでありますけれども。これは、年齢も同じ、契約者も被保険者も私のいたい例と全く同じ形だと、具体的にどのくらいになりますか。

○江川政府委員 先生のお手元にございます資料はまさに試算中でございますが、大体ラウンドでいきますと、三十五歳で五百万円の保険に入つて年金六十万円つけて、掛ける契約者が男性、こういうふうにいたしますと、今の学資保険は一万七千四百円でできますが、それに幾ら足したら今度の年金付になるのかというは、今アクチュアリーで計算しているところでございますが、大体のところ二万円前後といいますか、一〇%から一五%ぐらい上積みするところがかかるといふふうに考へてあるところです。その辺の上積みする額自身にこの三十五歳の方の生命表の死亡率がかかるつてきているわけでございます。

○石田(祝)委員 わかりました。そうすると、保険数理に基づいて一二%という割合を決めるべきではないのかというその部分は上乗せの金額とのことで調整をしている、こういう理解でいいわけですね。

○江川政府委員 そのとおりでございます。

れども、保険契約者が亡くなつて年金が支払われた場合に税金についてはどういうふうになるのか、これは素朴な疑問でございますが、この点いかがでしょうか。

○江川政府委員 これはいろいろな場合がござりますので、いわば一般的な方程式のようなやり方で申しわけございませんが、親が、つまり契約者が死亡しますと子供に育英年金の受給権が発生することになりますが、相続税法の定めによりますと、その年金受給権の評価額を算出いたしますて、これに他の、その人が承継、相続する財産と合算しましてその相続税の課税対象になるというふうになつてございます。

ただ、保険の世界でちょっとこれを見ますと、生命保険のうち、五百万円に相続人の数を掛けた分だけは非課税財産とされるということになつておりますから、そういう部分がまた引かれるとか、それからもう少し広く見ますと、相続税のうちの基礎控除がおよそ四千何百万でございます。その中に含まれてしまうような額だつたら、これまた対象にもならないというようないろいろなはまり込みがありまして、税金上そういう対応をすることになつているところでございます。

○石田(祝)委員 そうすると、大体そんな税金のことなんか心配する必要がない、そういう程度のことなんじょですか。個人差つて、たくさんお金持っている者もいるから、かかるかもしれない普通のところはほとんど、そういう不幸な例のときは、また新たに年金というものをもらつても特に税法上問題は生じない、こういふ理解でいいんですか。

○江川政府委員 ただいまの御質問にお答えするところをお伺いしたいんですが、保険者が死亡して育英年金が支払われるようになるわけですから、も、そうすると、私のつたない知識で、例えば年間六十万以上は贈与税がかかるとか、何かそういうふうに、そう簡単には申せられないかとは思っています。ただ、この保険に関する相続だけでいいりますので、一概にこれはもう問題ないなどと申しますが、この「告知」というのは、今回初めて入れられたの

るとかなぞのことでいけるのかな、ボシブルかなといふうには考えております。一概に全部問題のように私は理解をいたしました。

○石田(祝)委員 わかりました。そうしたら、特に普通の御家庭だつたら問題ない、こういうことだと思います。

○江川政府委員 これは、年金受給中の子供さんも不幸にして亡くなつたら、ある意味では、その人が生存しておれば年金受給権というの満期まで当然ある、その被保険者の方が不幸にして亡くなられた場合、その年金の受給権はどうなるんでしょうか。

○江川政府委員 この保険の年金は、その子供が生存している間だけ支払うものでございますので、不幸にしてその被保険者が亡くなつてしまふと、この育英年金の支払いはその時点で終わることになります。

○石田(祝)委員 それはわかりました。

そうすると、例えば満期の保険金といふのは十八までということで組んでいるわけですね。そして不幸にしてその被保険者が亡くなつてしまふと、この育英年金の支払いはその時点で終わることになります。

○江川政府委員 途中で亡くなつた場合には死亡保険金といふことで予定の五百万が支払われるようになります。

○石田(祝)委員 それでは、告知の問題についてお伺いをしたいんですけど、告知と医者の診断というものが一緒にどうか、私はちょっとわかりませんが、「日本の郵政」という中で、簡易事業の特色として、「加入に当たり医師の診査を要しません」。いろいろな特徴が書いてありますけれども、この「告知」を受けられるようにする」というふうに、

いますか。この「告知」というのは、今回初めて入れられたの

よろか。

○江川政府委員 簡易保険における告知というの

はスタートのときから全部ございまして、これはちよつと、こういう様式で、イエス、ノーで答えられる仕組みをつくってございます。入るうとする人に、直接しながらこれをチェックして、イエスかノーカ、持病ありやなしやというのをチェックしていく、そういうのを告知と言つております。これを書いてもらうのは、今回に始まつたことではありませんで、全部です。

ただ、先生御疑問の一つは、契約者である父親ですね、被保険者、子供の健康状態の告知ならわかりますが、契約者である父親までどうして調べるのかというの御疑問かと思ひます。それは、今回の保険は、父親が亡くなるとそれによって年金の支払いが開始されるという効果が発生しますので、父親の健康状態も当然問題になるわけだと思います。その意味で、契約者に対しても告知を求めるにしたわけございます。

○石田(祝)委員 そうすると、今まで保険契約者の健康状態について告知は必要なかつたわけですか。何かちよつと、説明書もらうと、この簡易生命保険については必要だ、こういう書き方についているものですから、要らなかつたのかなといふ疑問があつたんですけれども。

○江川政府委員 簡易保険については告知が全部必要で、普通の保険だと被保険者と契約者と大体一緒なわけです。ですから一人で足りるわけですが、今回つくろうとしている学資年金保険と現に存在しておる学資保険は、契約者である父親の健康状態が同時に問われるわけです。その意味で、告知を契約者にも広げたというのは学資保険のときからでございまして、今度は年金について当然そこを承継するということになつておるところでございます。告知そのものはほかの保険でも全部やつているところでございます。

○石田(祝)委員 それでは、この件で最後にお伺いしたいんですが、例えば現行の学資保険、私も実は利用しているんですけども、それから年金付のに変えたい、新たにこういう新しく、我々か

ら見れば万が一のときに非常に助かるということありますので、現在入っているのから変えることはできるのかどうか、また、その際に新たな健保の告知というのは必要なのかどうか、それをちょっとお伺いします。

○江川政府委員 先生おっしゃいます御要望におこたえできるような仕組みにしたい、端的に言いますと、現行の学資保険から育英年金付学資保険に変更が一定の条件のもとでできるようにしたい、そう考えておるところでございます。その際に、変更の申し込み際には、保険契約者、被保険者それぞれの健康状態について再度告知を求めることにしたいと思います。

○石田(祝)委員 それでは続きまして、積立金の運用についてお伺いをしたいのですが、外国債の運用範囲の拡大についてまずお伺いします。

この外国債の運用範囲の拡大ということで、今般、いわゆる資本金というもののから純資産に変えられたようではありますけれども、この変更の理由と、変えられたメリットといふのはどういうものが考えられているのか、お願ひします。

○江川政府委員 変えました中身といいますのは、御案内のように、外国債の運用範囲については、証券取引所に上場されている株式または債券の発行法人で、資本の額が六十億円以上となつたものを、このたび三年四月二十三日から、純資産額十五億円以上というふうにえたというのがこの内容でございます。

このことは、資本の額というあらわし方よりも純資産額にした方が、その企業の持つ財力とか担保力を表現するのに適当であるという判断でございまして、いわば、その企業の発行する社債の安全性の基準としては、純資産から総負債を引いたものが純資産でござりますから、担保力がそれだけ余計的確に見えるということで、それを使うようになります。メリットといたしましては、こうい

うことによつて有利な運用対象がそれだけ広がるというふうに考えておりまして、有効な資金運用に役立たせることができると考えているところでございます。

○石田(祝)委員 証券業界というんでしようか、その業界では九〇年の十一月から適債基準を格付け一本化しているというふうなことも聞いておりますけれども、いわゆる純資産から格付基準に適債基準を一本化した、このあたりの経緯についてちょっと大蔵省の方から御説明をいただきたいと思います。

○東説明員 御指摘の国内公募社債の適債基準でございますが、この適債基準は、社債権者保護の観点から、企業が公募社債を発行する際に充足しなければならない基準として設けられているものでございます。

この適債基準につきましては、従来、証券会社の自主ルール等といった形によりまして一定の基準が設けられてきたところでございますが、当初、その具体的の中身といつましても、発行会社につきまして、純資産額の規模で区分した上で、自己資本比率とか純資産倍率といった数値等を適宜組み合わせまして、その経営状況あるいは信用力を判断する基準、いわゆる数値基準として用いてきたところでございます。他方で、証取法上のディスクロージャーとか格付制度といったものの整備拡充の進展に応じまして漸次格付基準を導入し、他方で数値基準を緩和する、こういった方向で進んできたところでございます。

御指摘の格付基準への一本化でございますが、この見直しは、平成二年十一月に、証取審の報告といつたもの踏まえまして、社債発行市場自由化のための段階的措置として実現したものでございました。その際、この適債基準につきましては、大蔵省が市場の透明性確保等の観点にも配慮いたしまして、市場関係者の意見を勘案しながら見直しを行い、その結果、大蔵省の行政指導としてこれを発表した、こういったものでございます。

その際、格付への一本化の考え方でございますが、そもそも格付は、個別の社債等につきまして、発行体の財務内容、収益性、あるいは担保の有無等を総合的に判定いたしまして、いわば従来の数値基準で考慮されてきましたような財務内容等につきましても、当然に価値判断の一環として取り込みまして、その上で格付を付している、こういったことでございまして、格付と併用いたしました数値基準を維持するだけの合理性に乏しい、このような考え方から、適債基準を格付基準に一本化したものでございます。

○石田(祝)委員 今御説明をいただきましたが、九〇年十一月の段階から適債基準というものを格付に一本化する、要するに、それと資産を併用する必要はない、こういうことで進められておるようございます。

○石田(祝)委員 今御説明をいただきましたが、九〇年十一月の段階から適債基準というものを格付に一本化する、要するに、それと資産を併用する必要はない、こういうことで進められておるようございます。

そこで、新聞に、「郵貯・簡保資金の外債運用純資産額を基準に」、こういう記事が載つておりますし、そこのところで、これまで資本金が六十億以上だったのを純資産十五億円以上の企業に改める。社債の運用対象として。それは「資本金は少ないが業績が好調で担保能力が優れている外企企業にまで運用対象を広げるのが狙い」。こういうふうに書いてありますけれども、ここでなぜその純資産額にしたのか、ちょっと私見問点がありまして、その新聞記事の最後に、「郵政省は」ということで「民間の機関が定めている格付けという尺度を政令に基づく公的な制度に取り入れることができなかつた」。こういうふうなコメントに新聞記事ではなつております。

そうすると、例えばほかの公的資金の運用、そういうものも含めて、こういう格付を民間がやつてあるから取り入れられないんだ、これはほかのところも利用してないんだろうか、ということが私は結構なんですね。ですから、ある意味では、こういう形で格付一本になつてあるんだたらそれに統一したらどうかな、そういう気持ちもするんです。

これは大蔵省の方にちょっと最初にお伺いしませけれども、ほかの公的資金を使つておるところ

でこういう格付というものを使っているところ、これもありますでしょうか。

○東説明員 御指摘の公的機関の資金運用に係る基準等として、格付の利用状況いかん、こういった点でございますが、このような具体的な利用のいかんにつきましては、基本的にそれぞれの公的機関を所掌する省庁が決すべき事項と承知しておきました。

ただし、逆に、公的機関の資金運用等におきましす基準といたしまして、およそ格付を利用するしてはならないとか、そういうたよな一般的ルールないし規則があるともまた私どもとしては承知しております。

○石田(祝)委員 簡易保険局にお伺いをしたいのですが、こういうふうな記事が出ております。これは記事が文字どおり、このとおりそのままかといふことは私わかりませんけれども、要するに民間の定めている格付というのを取り入れられないでござるんだ、こういうことなんでしょうか。

○江川政府委員 新聞報道につきましては、私ちよつとそのことはよくわかりませんが、また、その郵政省のコメントということもあるようございますが、我々としてはどうもそういう覚えがないという事が事実でございます。

ただ、なぜ簡保が格付基準に一本化しないのか

といふことにつきましては、我々も将来の検討課題だとは今考えております。格付基準を適用するといふことについても課題と考えておりますが、とりあえずは、今のところその格付基準というものの定着の動向を見きわめる必要があるなという

ことで、その定着の動向を見定めながらやることで、とりあえずは現在の私募債の適債基準、資産十五億円以上といふものを適用している

るのではなくて、状況を見ようというようなところでございます。

○石田(祝)委員 いろいろお考えがあつて私は適債

構だと思いますが、二年近くもうこれは適債

基準を格付一本にしておられます。それで、今

大蔵省の御答弁もあつたように、特に格付を使つてはいけないということもない、それはそれぞれ

が基準を考えればいいということであろうかと思

いますけれども、あえてこの時期に、平成五年四

月二十三日に変えたわけですね。そういうとき

に、二年半ぐらい前からもうそういうことで証券

業界は統一してやつてある、大蔵省もそういう通

達を出している、そういう環境の中で、特に問題

がなければこれに統一してもよかつたんじゃない

かというふうに私思います。気になるのは、民間

の機関が定めているから入れられない、どうもこ

ういうニュアンスに見えるんですね。そういうこ

とはないですか。

ともかく、局長の御答弁のとおり、もうちょつ

と時間を見て、定着状況を見てやるというのか、

それとも民間の機関だからだめなんだ、公的な格

付機関がなければ難しい、こういうふうな考え方

になるのか、ちょっとどちらか私わかりかねるん

ですね。ですから、こういう格付一本でほかとの

ころが進んでるんだつたら合わせてやれば、全

く同じ土俵で、同じ情報の中でこの外債の運用等

もできるんじゃないかな、いろいろなぜ簡保だけ

そういうのかと言われば、全く同じフラットなど

ころでその運用ができるんじゃないかなという気

もするんですけど、これはいかがですか。

○江川政府委員 格付基準は頭からリジエクトし

ているわけではございませんで、我々の判断材料

としてはそういうものを見ておりますが、とりあえず、我々の簡保資金が公的資金であるというこ

ともありますので、やはりもう少し動向、定着を

見きわめたいというのが本当のところでございま

す。

○石田(祝)委員 これは今後検討していただけ

るうことじやなくて、全体的にこの格付機関といふのはみんな利用しているみたいですから、これはぜひ御考慮になつた方がいいんじゃないかと思

います。

○東説明員 御指摘のCPについてお伺いをしたいんで

すが、このコマーシャルペーパーを今回運用に加

えたい、こういうのが今回この運用の大きな柱で

ありますけれども、国内、国外問わず、必要な資

金を調達するため発行する約束手形、コマーシ

ャルペーパーをその運用の対象に加える、こうい

うことありますけれども、このCPのメリット

ト、それと安全性、これはどのようにお考えにな

っていますか。

○江川政府委員 メリットでございますが、簡保

の運用の基本と申しますのは長期運用でございま

す。しかし、やつてはおりますが、これだけ経過

してまいりますと、債券、貸付金の償還等による

回収金というのは日々発生しております、これ

をまた次の長期運用に回すわけでございますが、

その回すまでのいわばタイムラグといいますか、

すぎ時間がでてきます。そのときに、ただ寝かせ

ておくのではなくて、どこかでとりあえず有効に

使うという運用が短期運用で、CPというものがそ

の短期運用のジャンルの中の利子率もそう悪くな

い一つの対象だということがメリットでございます。

そして、それだけ短期運用の幅が広がる、機動性を

持つことができるということがメリットだと考えて

おります。

ところで、ではそのCPの安全性といふのはど

ういうことなのかいといいますと、大蔵省の方から

指定されたある条件にかなう組織体が格付機関と

して指定されるわけですが、そこによってその企

業の格付が行われます。その上の方だけがそのC

Pを発行できるという仕組みになっておりますの

で、そういう格付を信頼するという形で安全性が

確保されるといいますか、安全性が推定されると

いうふうに考えているところでござります。

具体的に言いますと、大体結構的に言いますと、日本

の優良企業がそこにみんな入ってくるということ

でございます。

○石田(祝)委員 局長、揚げ足をとるわけじやな

いんですか、先ほどの社債のときには格付の動向

を見守りたいとおっしゃいましたね。今度はその

格付機関を信用して、大丈夫だからやるんだ、こ

れはちょっと矛盾するんじゃないですか。

では、このCPについてちょっと、大蔵省にも

来ていただいているから、どういう形でこのコ

ミー、ちょっとと矛盾するんじゃないですか。

されども、このCPの市場は六十二年の十一月

からできているようあります、この件につい

て、ちょっとと通告を漏れておったかもしれません

けれども、この社債とCP、これは基本的にどう

いう違いがあつたり、今、私が局長の答弁の

言葉じりをとらえたみたいな形になりましたけれ

ども、基本的に違ひがあるのかないのか、期間の

長さはもちろんこれは違いますけれども、そのあ

たりはどうなんでしょうか。

○東説明員 御指摘のCPと社債との相違、こう

いった点でございますが、まさに御指摘のとお

り、CPは基本的にいわば短期金融市場の商品で

ございまして、九ヵ月以内と時間が比較的短い。

他方で、社債は比較的長期の資金調達の手法とし

て用いられている、こういう相違があるわけでございます。他方で、その発行適格基準と申します

が、CPの場合は発行適格基準、こういったもの

を設けてきております。

この点につきましては、従来通達でこのよう

な適格基準を設けてまいりました。それで、この四

月以降、CPにつきましても証取法上の有価証券

として新たに位置づけまして、証取法のもとでの

市場の整備を図つたところでございますが、あわ

せましてその通達を再度見直した上で発出した

ました。その中で同様にCPの発行適格基準を設

けているわけでございます。

その具体的中身につきまして若干経緯的に御説

明いたしますと、平成三年四月に見直しを行つた

わけでございまして、それ以前はいわば格付基準プラス数値基準と申しましようか、格付に上乗せいたしまして純資産額の基準を設ける、こういった二本立てでその基準を設けてきたわけでござります。この点を平成三年四月に見直しまして格付基準に一本化した、こういう経緯がございます。

○石田(祝)委員 社債は大体二年以上、CPは二週間から九ヶ月、こういう発行の期間がありますが、そうしますと、先ほど申し上げたように、社債もCPも今は全部格付一本なんですね。CPの方もそういう純資産というのを平成三年までやつておつたけれども、三年四月に新しい考え方でもう格付一本にしている、こういうことですから、CPの方だけ格付を信用してやるというは矛盾する話でして、せひこのところは今後同じ運用の中で矛盾が生じないように、これをお考えいただきたいと思います。

それで、特に今回この改正案で、この安全性、これだけ非常にどうかな、本当に間違いないか、こういう疑問もあるわけですけれども、メリットはとにかく別にして、そのあいているお金を遊ばすことのないよう短い期間を使って機動的に運用するということでしょうから、若干でも利率がつけばこれはメリットはあると思いませんけれども、安全性だけなんですね、局長、安全性は問題ないですか。

○江川政府委員 先ほど来私の言葉で言い足りないところがございまして、格付基準を一方では捨てて、他方では使っているというふうに御理解させてしまつたことは私申しわけありません。このCPを発行できる条件として格付をされなければいけないというふうになつてございますので、これは使わないの問題ではなく、CP発行の条件でございまますので、そういう意味で格付を申し上げた次第でございます。

そこで、そういう意味で格付されましたCPの安全性につきましては、細かいことを申し上げて

も仕方がありませんが、現在CPを国内において発行できますのは、「上場企業または証券取引法上の継続開示を三年以上行つてある非上場企業で、上位第二位のA-2格相当以上の格付けを得している優良企業に限られている」。CPはそういう意味ではかなり安全性が高いのではないであります。そこへ加えて、我々として資産十五億円というもう一つ枠も設けているということから、よう一層安全ではないかと考えてある次第で、安全に近づけているのではないかと考へてある次第でござります。

○石田(祝)委員 ちょっとと局長の答弁、最後断定安全だと考へて運用しているところでございましたけれども、これはもう一回確認をさせていただきますよ。間違いないということでいいのですか。

○江川政府委員 以上のような事情から、我々は安全だと考へて運用しているところでございました。

○石田(祝)委員 局長の御答弁がただけましたから、安全だ、こういう御答弁ですから、答弁を信用しなければ質問している意味がありませんから、これはそういうことでござりますから、安全だ。

それで、これはどういうことが私にも余りわからぬのでお聞きするという部分もあるんですが、四月一日から二、三週間、余裕金といふんでもよつと制度を改めまして新指定單という枠をつくつたわけでござりますが、そういうもので動いております。本年、五年度における予算におきましても、二兆円の新指定單への運用を考えおりまして、既にそのうちの大割、一兆二千億が事業団の運用に回しているところでござります。

○江川政府委員 新指定單につきましては、先生御指摘のように、その枠に入る金については株式への運用が一〇〇%でも結構ということが一つと、それから、毎年支払うべき利子が五年に一括払いでおろしい、これは先生がおっしゃいましたとおりでございます。

そのことはどういうためにそれをやつたのか。先生は今PKOのためかという趣旨かと思いますが、それはそうではございませんで、我々の簡保もなりますし、いろいろな問題がございますからこれが公表をしないでいるところでござります。この間何か工夫をして、せつかくのそういうお金はばつとはまるような気が私はするんですね。これを眠らせないで、CPならCPに運用できる方に

ならないのかという、私はこの気持ちというか疑問点があるんです。

これは四月の一、二日からわゆる出納整理期間と言わわれてゐる二、三週間、この間そういうCPとかに、今回この法律が通れば運用できないのか。こういう点をどういうふうにお考へになつておられます。それから、今まででしたら、これは一〇〇%まで認められてゐるというふうに聞いております。それから、今まででしたら、これはちょっと郵貯と違うかなと思うんですけども、指定單の運用は毎年利子を払わなくてはならなかつた。例えば株式にしていても利益を現実させて払うということになつて、いたと思うんですね。これが利子を払うのが五年に一度でよくなつた。これはいわゆる株価対策で株の方に資金を導入して五年間利子を払わなくていいということですから、これは持つていなさいといふことです。長く持つていなさい、売り買いをしてはいけませんよ。株というのは市場に売り出されば安くなるわけですから、そういうような含みでこういうことをやられているのかな、これは非常に人為的に株価の問題に手を突っ込んでいくといふことになりますよ。株価の問題に手を突っ込んでいくといふことにはしないのか、こういう思いもするわけですけれども、新指定單の二兆円、一〇〇%株式運用オーケー、こういうことをどうしてするのかな。これはPKOという、別のPKOですね、プライス・キーピング・オペレーション、こういうように言われているようでありますけれども、このところはどうなんですか。こっちの方が問題になりますよ、今度。

○江川政府委員 新指定單につきましては、先生御指摘のように、その枠に入る金については株式への運用が一〇〇%でも結構ということが一つと、それから、毎年支払うべき利子が五年に一括払いでおろしい、これは先生がおっしゃいましたとおりでございます。

そのことはどういうためにそれをやつたのか。先生は今PKOのためかという趣旨かと思いますが、それはそうではございませんで、我々の簡保の資金の側から申し上げますと、より運用利益を高め、配当をたくさんして加入者に返すというのが我々の仕事でござりますから、一方において、

株式への運用というのは、長い目で見ますと過去の趨勢では、全部一応株式とか社債とかをませでうまくポートフォリオでやっていきますと必ず利益になつているというのが事実でございまして、そういう意味で、株式への運用をよりしやすくする条件をつくってそして運用利益を高めよう、そう考えたわけです。

その場合の一つの障害になるのが、毎年利払いをしろということは、言ってみれば毎年株式を処理して利益を出さなければいけないということになりますから、株式を長期保有していた方が得だという最初の出発点と矛盾するわけです。そこで、毎年利払いをしなくてもよいという仕組みをつくることによって株式をより長く持てるようにして、毎年利払いをしないでございまして、それが同時に、国の総合経済対策と申します。

○石田(祝)委員 先ほどの育英年金付学資保険の利回りの増大を求める一つの手法であったわけですが、それが同時に、国の総合経済対策と申します。

○石田(祝)委員 先ほどの育英年金付学資保険の利回りの増大を求める一つの手法であつたわけですが、それが同時に、国の総合経済対策と申します。

○渡辺説明員 お答えいたします。
生命保険料控除の金額を引き上げるべきではな

いかという御指摘でございますが、生命保険料控除をめぐらましてはいろいろな議論がございます。

一つの議論は、六十二年に利子課税の見直しが

行われました際に盛んに行われた議論でございま

すけれども、利子課税は全面的に見直しが行われ

るのに、他のいろいろな金融商品とのバランスか

ら見てなぜ生命保険料だけを優遇し続ける必要が

あるのかといふ議論でございます。

○石田(祝)委員 見直しは前進するのか後退する

のか、私ちよつとわからなかつたんですけれど

も、最近は前向きに検討するとかそういう言葉が

今までとちよつと違つてきてゐるみたいで、見直

しされるのをどつち向きにされるか、どうも何か

後ろ向きに歩いていかれる感じもするんですねけれども、まあ時間がありませんので次の問題をお伺

いします。

○江川政府委員 簡便保事業団改正でちよつとお伺いしますが、

簡便保事業団が直接簡便の保険加入者に交

付金を交付であります、こういうことで間に公益法

人を入れるということでありますけれども、この

公益法人はどういう法人を予定されているんでし

うか。またその法人の概要について簡単にお願

いします。

○鷗井委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 私、まず簡易生命保険、この積立金

のCPへの運用拡大についていろいろな角度から

充実策を考えていきたい、そういうふうに考えて

おります。

○石田(祝)委員 終わります。

○鷗井委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 私、まず簡易生命保険、この積立金

のCPへの運用拡大についていろいろな角度から

充実策を考えていきたい、そういうふうに考えて

おります。

○石田(祝)委員 それでは最後に大臣がお帰りに

なりましたのでお伺いをしますが、この簡保法の

すね。そういう中で万一件を考えて大きなものに入つたり、二つ三つ入つたりされている方も多いと思いますが、この保険料控除の枠の拡大、これについて今どういう形になつてているのか。そういうことは現在できるようなことになつていて、やる予定があるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

きの結論でございました。
こういつた新しいニーズへの対応が是認されつも、生命保険料控除の本体につきましては、外國の制度などと比べましても、果たして今のままいいのか、そのあり方を見直すべきではないかといふ議論もあるわけでございます。私どもいたしましても、こういう議論を踏まえた上で、負担の公平確保あるいは税制の簡素化といった観点にも配慮しながら、今後とも生命保険料控除の方について見直しを行う必要があると考えておられます。

○小泉国務大臣 次の簡易保険法の法律の目的であります、簡易に利用できる生命保険を「なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」これは一番の基本でありますから、この基本に沿い、なおかつ商品の面からも、どういう点を国が要望しているのか、同時に民間とのバランスをとりながら、高齢化社会に向けて自助努力としても今大きな一翼を担つておりますからいろいろな議論もあります。

○石田(祝)委員 見直しは前進するのか後退する

のか、私ちよつとわからなかつたんですけれど

も、最近は前向きに検討するとかそういう言葉が

今までとちよつと違つてきてゐるみたいで、見直

しされるのをどつち向きにされるか、どうも何か

後ろ向きに歩いていかれる感じもするんですねけれども、まあ時間がありませんので次の問題をお伺

いします。

○江川政府委員 予定しております法人は加入者

の福祉の増進を目的とする公益法人でございま

して、加入者協会というものを予定しているところ

でございます。これは組織的には全国的組織になつてございまして、本部が東京にあり、それから

郵政局が所在する管内と同じようなレベルで地方

にあります、さらにその下に県ごとにある、そ

れから郵便局に対応する支部みたいなものもある

というような、ネットワークがツリー状にきちんと

でき上がつてゐる組織でございまして、それを利用しようとしているところでござります。

○石田(祝)委員 それでは最後に大臣がお帰りになりましたのでお伺いをしますが、この簡保法の

私も教えていただきましたら、六十三年ぐらいまで枠の拡大という話が非常に出てきていた。極端にいいますと、一つの保険へ入りますと今は年間でいくともうほとんど十万円を超してしまいま

まして新しいニーズが起つておしまして、そういう面において生命保険料控除といふものの働きが今後とも大きめ意味があるという論議があつたわけでございます。

他方の議論といたしまして、個人年金に関連し

まして新しいニーズが起つておしまして、そ

ういういろいろな議論の結果といたしまし

て、個人年金保険に係ります部分につきまして特

別に増枠するということが平成二年の見直しのと

まして新しくなったときにござります。

そこまで枠の拡大という話が非常に出てきていた。極端にいいますと、一つの保険へ入りますと今は年

間でいくともうほとんど十万円を超してしまいま

すから、なぜかという疑問が出ているわけです。

簡保事業団の指定單運用残高は九二年度末で新旧合わせて約七兆二千億、そのうち旧指定單から株式に充てているのは約二兆円、平均購入価格は日経平均で二万円台後半と言われておりますか

いうふうに見られているわけです。そこでお伺いしたいのは、現時点での含み損は幾らになっているのかということをまずお伺いしたいと思うのです。

○江川政府委員 指定單運用につきましては、昭和六十一年からやつておりまして、長期継続的な観点から運用を実施しているところでございまして。過去からつなぎますと、高いところで買ったのもありますし安いところで買ったのもあるというところで、含み益、含み損それぞれ持っているところがあるんじゃないかと思います。

のものもまたありますが安いところで買ったのもあるということで、含み益、含み損それぞれ持っているところがあるんじゃないかと思います。過去からつなぎますと、高いところで買ったのもありますし安いところで買ったのもあるといつまでは、一層有利で確実な資金運用を図るためにこれを把握して運用に努めていきたいと考えておりますが、正規の把握といいますか、基準に基づいた算定でもありませんし、また、指定單運用そのものは長期的な観点から運用を行つてゐるところでして、一時点をとらえまして損あるいは益が幾ら幾らであるというようなことをやりますのは、加入者とか株式市場の関係者の誤解や混乱を招く恐れがある。というところから、公表は差し控えさせていただいているところでございます。

○菅野委員 加入者一般への公表とかいうふうな意味じやないんですね。どの企業でも損益にらみながらこういうふうな、どれだけどういうふうに投入するか、引くか入れるかというふうなことをやつてあるわけなんですか、なぜそれが明らかにできないのかなというふうに聞いて

聞きしたいというふうに思つたわけであります。

あわせてもう一つお聞きしたいというふうに思ひますのは、外貨建て資産、外国債券、この問題であります。

今、外貨建てというのは九二年度末で三兆二千億円強、運用資産の5%を占めているということになつておりますが、この簡保資金で保有する外債の残高、これはユーロ円建ても含めてですけれども、三月末で約三兆八千五百億円と国内投資家のなかでは最大という状況です。九三年度の運用計画でも、新規の運用資金九兆八千億、このうち四分の一前後を外債購入に充てることになつておられます。この簡保資金で保有する外債の残高、これはユーロ円建ても含めてですけれども、三月末で約三兆八千五百億円と国内投資家

の中では最大という状況です。九三年度の運用計画でも、新規の運用資金九兆八千億、このうち四分の一前後を外債購入に充てることになつておられます。この簡保資金で保有する外債の残高、これはユーロ円建ても含めてですけれども、三月末で約三兆八千五百億円と国内投資家

金額をぜひお伺いしたいと思うのです。

○江川政府委員 四千五百億何がしの新聞記事は私も承知いたしておりますが、それは私の方から出している数字でもございませんので、そのことについては何ともコメントのしようがございません。平成三年度末でこの為替円換算差額、それは決算で報告してござりますのでちょっとひもときますと、平成四年三月三十一日で円換算差額は三千百七十八億円となつております。

これはもう出ておりますが、じゃ今はどうなのかというと、これはまだ決算取りまとめ中でござりますので、確定的な数字は出でおりませんので今申し上げられません。ただ昨今の事情でございまますから、これが赤がふえている、差損の方が、損という言い方をすればそうなりますが、ふえているだらうとは予想されるところでござります。ただ、それは申ししましても、この数字というのはある一定時点における為替レートを基準にした算出値でござりますので、これは実際に損失が発生しているというわけではありません。またそういうことで売つていてるわけでもございません。

以上でございます。

○菅野委員 相当リアルに、それこそ実情を紹介しながらお尋ねをしたのですけれども、やはりそ

れも公的資金の運用ですから、それはきちっと考へていかぬといかぬ。だから、運用状況がどうなのか、本当にうまくいっているのか、本当に民間生保なんかと比べてみても全く逆の、為替リスクを何だか背負うような形の姿勢があるというふうなことが心配で私は実はこれをお尋ねしているわけでありまして、だから、そのところはつきりしなければ、さらにまた実情もわからない、にもかかわらずCPへの運用拡大、これがどうか、こ

う言われても、本当に私たちは困るわけなんですね。だからお尋ねをしているわけなんですが、もつと引き続いでお尋ねしたいのは、市場に公的資金を注ぎ込む、そして保有株式の売り圧力を抑えたり、または円高誘導で外国人による買入を入れなどの株式相場管理をやれば、当面の持ち

こたえは確かにできるかもわからぬと思うんです。しかし、実経済を反映しない相場というのは本当に危険だと思うんですね。ハブルが崩壊して五十六兆円とも言われる不良債権を抱え込んでいて、株価は暴落している。あるいはBIS規制の問題、これは今後アメリカの方は一〇%にしたいといふうな話も出ているわけなんですけれども、そういうことによつて企業や金融の手元資金の流動性が著しく縮小しているという状況がある。

こうした企業や金融の救済としてもCP運用ということであれば、私本当に、公共の利益を図るとする公的資金の運用目的ということを考えると、これは全く逆なのではないかなというふうに思ふんですけれども、その点いかがですか。○江川政府委員 簡保による指定單運用は、先生がおっしゃいますよなPKOのためであつたと、何とかの企業の救済であつたりとかいうものではございませんで、あくまでも簡保加入者の利益の増大を図るということが目的でございまして、そのための有利な運用の一つとして考へているところでございます。その株式の運用も、運用のすべてではありませんで、一部分にすぎません。全体として、ポートフォリオと言つておりますが、いろいろなところに金を運用しつつ加入者の利益を最大にしていく。この点が我々の運用の基本方針でございます。

そういう中で、今この部分がどのくらいうまくいつているとかいつていいのかとかいうことは、それ我々も把握いたしますが、その一々を株式に幾ら行つてあるとかなんとかということを公表するには差し控えさせていただきたい、こう申し上げているところでございます。

○菅野委員 今、現状を見ていますと、全株約三千九百億株といふ保有状況ですが、その内訳は、金融機関が四二%、法人が二五%、個人はわずか一二三%という程度ですね。金融と企業で約七割近く保有になつてているわけですね。株価の暴落が企業や金融を直撃したであろうということはだれしも

容易に想像できることなんですが、含み益の減少、それから資金調達の困難、それから二十八兆円強に達しているワラントボンドの満期、こうした金融機関などの危機的状況を背景に、公的資金による救援をかねてから企業や金融が求めている、これは周知のことだつたわけあります。

新指定單にしろCPへの運用拡大にしろ、まさにこうした財界の要求にこたえる優遇策といいますか救済策といいますか、そういうものなのかなと思わざるを得ないわけですね。簡保資金は、将来の保険金などの支払いに備えた貴重な準備資金であるわけです。だからこそ加入者のために確実、有効な方法で運用されなければならぬと思ふんですけれども、まあCPへの運用拡大というようなことで本当に大丈夫なのかということも先ほどからやりとりされておりますが、確実と言いつらうんすけれども、この辺をぜひ私はお伺いしたいと思うのです。

○江川政府委員 簡保の資金の運用で一番大事なのは安全だということは、先ほど大臣からも答弁ございましたが、全くそのとおりでございます。我々は、他に邪念を持つてあれのためにこれを回すみたいなことはやつていなつもりでございます。ただ、物事、これは安全かと言われて、この席でもつて安全だと言えと言われましても、私は、それは言いたいのですけれども、世の中の社会現象でござりますから、安全だと考えてやつてますと申し上げることしかできないということでございます。

○菅野委員 非常に不安な答弁だということを申し上げざるを得ないわけなんですね。

このCPの運用拡大ということなんですけれども、九二年の資料で見てみると、三井商事、住友、三井物産、丸紅、伊藤忠、日商岩井など十社に満たない大企業でCP發行残高の約六割、七兆円強が占められているわけなんです。バブルの崩壊、金利の引き下げなどで様相は少し違つてきているというふうに思いますが、こうした総合商社の短期資金調達の目的が、この大口定期預

金とのさや取りや格付の低いCPの買取にによるさや抜けでありまして、いわゆる財テクといいますか、専門的な企業が多くある中で、むしろ側面を持っているのではないかというふうに思つて、ですから、不況にあえぎながら貸付枠の拡大を求める零細な企業が多くある中で、むしろ大企業の財テクに国民の零細な積立金を注ぎ込むというふうに思いますけれども、この点はいかがですか。

○江川政府委員 私たちはそういう見方をしておりません。ことで、国民としては納得できないのではないかとかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 私たちはそういう見方をしておりません。そういうことになると、これは大企業優遇といいますか、専門的な企業が多くある中で、むしろ大企業の財テクに国民の零細な積立金を注ぎ込むというふうに思いますけれども、この点はいかがですか。

○江川政府委員 私たちはそういう見方をしておりません。そういうことになると、これは大企業優遇といいますか、専門的な企業が多くある中で、むしろ大企業の財テクに国民の零細な積立金を注ぎ込むというふうに思いますけれども、この点はいかがですか。

○菅野委員 見方はいろいろあるわけですから、そういうことも頭に置きながらせひ進めていた

べき性も薄くて、CP市場自体が飽和状態であるといふうな指摘もございます。また、TB市場の拡大によつてCP市場の流通は抑制されるという見方もあるわけですね。あるいはまた、現在百社程度の発行体数が増加すれば、規模は大きくなつても、強力な発行体との競合によつてこの

CP市場自体が潜在的圧力になり、経済全体に大きな混乱をもたらす、こういう指摘もまた一方であります。郵政省の言う公共の利益、こうなっていますと申しあげることしかできないといつてございます。

○菅野委員 非常に不安な答弁だということを申し上げざるを得ないわけなんですね。

このCPの運用拡大といつてなんですけれども、九二年の資料で見てみると、三井商事、住友、三井物産、丸紅、伊藤忠、日商岩井など十社に満たない大企業でCP發行残高の約六割、七兆円強が占められているわけなんです。バブルの崩壊、金利の引き下げなどで様相は少し違つてきているというふうに思いますが、こうした総合商社の短期資金調達の目的が、この大口定期預

付によって行われておりますから、そういうものに投資して、我々自身もそれは安全にいけるのではないかと考えております。そのことは同時に、今先生おっしゃいましたよな大企業のために何とかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 何だか先ほどから質問に対しましてきちんとお答えがいただけではないような感じがして、おっしゃいましたよな大企業のために何とかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 何だか先ほどから質問に対しましてきちんとお答えがいただけではないような感じがして、おっしゃいましたよな大企業のために何とかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 何だか先ほどから質問に対しましてきちんとお答えがいただけではないような感じがして、おっしゃいましたよな大企業のために何とかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 何だか先ほどから質問に対しましてきちんとお答えがいただけではないような感じがして、おっしゃいましたよな大企業のために何とかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 何だか先ほどから質問に対しましてきちんとお答えがいただけではないような感じがして、おっしゃいましたよな大企業のために何とかするとかということでは、そういう意図を持つてやつているものでは一切ありません。

○菅野委員 何だか先ほどから質問に対しまして

は思いますが、いかがでしょうか。

○小泉國務大臣 今ずっとお聞きしております。御指摘の点でもつともと思われる点もあると思います。より有利さを得るために安全、確実性をおろそかにしてはいけない、十分注意して、今後運用に対処していくかなくてはならないと思つております。

○菅野委員 続きまして、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部改正案についてお伺いしたいと思います。

本法案で行おうとする健康保持増進事業、これ自体はとりたてて問題もありませんし、内容もどうなのかな、いろいろな啓蒙事業などもやるということなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと

自体はとりたてて問題もありませんし、内容もどうなのかな、いろいろな啓蒙事業などもやるということなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと

自体はとりたてて問題もありませんし、内容もどうなのかな、いろいろな啓蒙事業などもやるということなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと

自体はとりたてて問題もありませんし、内容もどうなのかな、いろいろな啓蒙事業などもやるということなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと

自体はとりたてて問題もありませんし、内容もどうなのかな、いろいろな啓蒙事業などもやるということなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと

自体はとりたてて問題もありませんし、内容もどうなのかな、いろいろな啓蒙事業などもやるということなので、内容的にはもともといろいろと工夫していただきなければならないのかなと見ているわけですけれども、重要なことは、具体的に加入者の要望を反映させるというシステムがあることなので、内容的にはもともといろいろと

郵便局長、郵便局などの窓口でもどんどん要望を聞くなんていうことも言っておりますけれども、そうなりますと、窓口業務の増大なども当然出てくるわけで、それそのそういう点では組合の合意なども要るのだろうと思うんですが、その辺の合意は得ていらっしゃるのかどうか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

○江川政府委員 簡保加入者の会とか加入者協会というのは前からございまして、それそれに活動しておりますが、何分加入者の会でございますから、世間一般には余り知られてなかつたかと思います。それは会の本性必然的なものだと思います。今度その組織を利用してこの仕事をやつていくということ、いわばデビューする形になります。かと思ひますので、そういう意味では、今後この会の名前なりなんなりがいっぱい世の中に出でることになつて、よく知られるようになるのではないかと期待しているところでございます。

この会の名簿ももちろんございますし、規約もございます。しかし、名簿は個人名がざつと並んでいるわけですから、それはぱつと出していいものではありませんから、そういう実験も踏まえてございりますが、名簿も組織も地域もきちっとそろつているところでございます。

○菅野委員 私たちの周囲にも加入者が本当にたくさんいるんですけど、いろいろな意味で、余りいろいろなそういうものが届かないし、よくわからないし、何かの働きかけを受けたということがないのですから、そういう実験も踏まえながら質問をさせていただいておりまして、だから、ぜひその点御配慮いただきたいというふうに思ひますが、ただ、ちょっと答弁でいただけないのですが、御説明にあつたように、郵便局の窓口でいろいろ聞く、要望も伺うというふうなことを言つてらっしゃいますけれども、それぞれの組合の合意はどうなんですか。

○江川政府委員 本件は、郵便局が本性必然的に絡むというものではありませんで、保険の系統の仕事でございますから情報が郵便局にも届くよ

うにしておこうということで、相談に来ればどんなんいい恵を出そうじゃないか、一緒に相談していらっしゃるのかどうかといふ仕組みでございます。そういう意味で、特に労働過重になるというようなものでもないと思いますが、こういうことをやるといふことは労働組合との間でも話をしているところでございます。

○菅野委員 ところで、簡易保険福祉事業団及び加入者協会の理事というのを名簿をいただいたのですが、それで、ずっと見てみますと、すべて郵政省御出身の皆さんで占められている。要受け付けのシステムあるいはプロジェクト決定のシステムが明確にされていないと、結局、OBの皆さん所といふ大変優秀な研究所で電波を使つた地球環境に対する貢献、こういったものを進めております。お話を聞きますと、一つは電波研究方の権限付与や療養の構造が拡大されるだけではないのかなというふうなことも心配いたします。加入者の要望や公平性までが損なわれては大変だなというふうに思うわけであります。

予定される事業実施団体や加入者協会あるいは加入者の会の組織実態、運営の内容、また郵政省がどのように関与するのかしないのか、要望を受けるシスティム、それから事業決定の仕組みや要件、それから全額補助の限度、金額とかいろいろ補助の限度、それから肝心な点がいろいろ御説明をいたいても明らかになつていません。それはちょっと問題ではなかろうかというふうに思ひますが、もう時間も参りましたので、後日思ひますが、もう時間も参りましたので、後日も結構ですけれども、今いろいろ並べました点につきまして、ぜひ明確にして御報告をいたきたいというふうに思ひますが、それはよろしゅうございます。

○江川政府委員 まだ取りまとまつてないところたくさんございまして、それらがまとまり次第、しかるべき報告に伺いたいと思います。

○菅野委員 時間になりましたので、終わります。

○鈴井委員長 次に、中井治君。

○中井委員 大臣に法案についてお尋ねする前に、一つだけお尋ねやら要望を含めて質問をしたいと思います。

実は私、先々週アメリカへ行つております。日本環境サミットという会議でございました。自民党さん四人ほどと社会党、公明党、民社党、私とそれから官僚の皆さんあるいは財界の皆さん含めましてアメリカで二日間、向こうの議員や関係者と環境問題で議論をしてまいりました。この会議に郵政省が参加をされ、去年のブラジルの地球サミットにも郵政省から何人が御参加になりました。郵政省が積極的にこの地球環境という問題について取り組まれておることを大変評価いたしております。お話を聞きますと、一つは電波研究所で電波を使つた地球環境に対する貢献、こういったものを進めております。お話を聞きますと、一つは電波研究所で電波を使つた地球環境に対する貢献、こういったものを進めている。もう一つは、光ファイバー等を使って人間の社会生活の仕組みを長期的に大胆に変えていく、その中でエネルギーの消費を減らしていく、それがひいてはCO₂を削減したり地球の温暖化防止に役立つんだ、こういう大変結構なことであります。これはこれで大いに進めていただけたら大変立派な行政だと私は考えております。

しかし、私はその会議で実は低公害車、クリーン自動車ということについて報告をいたしました。アメリカは、過日クリントン大統領がアースデーのスピーチで実は低公害車を政府機関で数千台購入する、こういう発表をいたしました。日本でも通産省や環境庁では電気自動車、こういったことの採用をばちばちと始めております。郵政におかれましても、二台郵便配達の車を実験的にお使いをいたいでいるわけであります。しかし、魄より始めよということでありまして、私はかつてこの委員会で、郵便はがきに再生紙を使うといふことを申し上げて、かなり再生紙利用を進めたいといふふうに思ひますが、それはよろしゅうございます。

○中井委員 大いに進めていただきますように、重ねて要望をいたしておきます。

それから、大臣に引き続いでお尋ねをいたしますが、私自身は、この保険というのは、引揚者等が敗戦でパアになつたということがありまして、かつて父親が入つておりました保険等が敗戦でパアになつたということがあります。大臣はこの郵便局の簡便に御加入をされておりますか。

○小泉国務大臣 よく調べていませんけれども、入つてないのじやないでしようか。はつきりしたところはわかりません。

○中井委員 私も入つてなくて、入つてない者同

士で質問をするわけがありますが、大臣は御就任以来いろいろと郵政事業のあり方について御議論を巻き起こされたところあります。そこで郵貯については委員会におかれましてもかなり私もも質疑をさせていただいた。お考えも大体わかつてきましたと考えておりますが、この簡保について余り特定にお述べになつたことはなかつたと感じております。今回の質疑で私も資料等をいただいて少し勉強したのであります。この保険の分野で簡保、民保そして農協のシェア、こういうのを見ていますと、この契約件数あるいは保有保険金額等々、昭和四十年から今日に至るまで、いろいろ競争はあるのでしょうか、民保あるいは農協のシェア、簡保、ほぼ落ちついた数字だ、こんなふうに感じております。こういう数値で、これからも競争しながらよりよいサービスをお互いにしてやつていけば、簡保については言われるような官業の民業圧迫ということはないのじやないと私は判断をいたしておりますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○中井委員 簡保としても郵貯にしても、民間でできる仕事と競合するような場合は、相補い合いながら、相協力して、お互い官として節度を保つてやつていく姿勢が大事だ、そう思つておりますし、その線に沿つて今後簡保も全体のバランスを見ながらやっていく必要があるのじやないか、そう思つております。

○中井委員 この保有保険金額でいきますと、民保が千三百兆ぐらい、それから簡保が百五十五兆円ですか、農協が二百十七兆ということに平成四年度末でなつております。ところがこの総資産といふ分野で随分簡保が多い、こういうふうに感じますが、郵政側から、この総資産が他の民保、農協が二十一兆円ぐらいですか、それから簡保が五十兆円近くある。保有保険金額に比べて総資産といふ以外に新しいのをもつともつと商品開発をして思ひます。

○江川政府委員 御指摘の、総資産が簡保は三年度末で五十九兆、民保が百四十一兆、相対的にかなり高いように見えるという部分につきましては、これは最大の理由は二つあると考えます。一つは、絶対的に簡保は七千六百六十万件という件数の多さが一つございます。もう一つは、中身が保障性の高いものではなくて貯蓄性の高いものでござります。これはそれだけ貯蓄性の高い方が保険料が高くなるという構造になっております。この二つが一番効いているんだと考えております。

○中井委員 件数が非常に多くて、金額的には法的に制限されて大変少額の保険になつておる。同時に、郵便局という立場上、保険というよりも貯金という面が非常に加味された制度になつておる、これが二つ大きな特徴であるという御説明をいただきましたが、こういう制限下でこれぐらいの比率で民營と競争をしていけば、先ほど大臣のお話からいって、大体簡保というのは大臣のおつしやるような問題点といつのはないんじやないか、私はこういう判断をいたしておりますが、大臣はいかがですか。

○小泉国務大臣 官業としての節度を考えながらやつていけば、お互い相協調しながら、足らざるところを補い合いながらやつていただけるんじゃないかと思つております。

○中井委員 それでも大体シェアを持つているとアのパーセンテージが簡保の場合には下がつていいますが、実はわざかずつではありますシエニアのパーセンテージが簡保の場合には五年でなつております。年々、年度年度違ひはあるうるわけであります。年々、年度年度違ひはあるうるわけであります。年々、年度年度違ひはあるうるわけであります。年々、年度年度違ひはあるうるわけであります。

○江川政府委員 現行法で加入できるようになつてございます。

○中井委員 加入されている方が何人かおられるわけですか。

○江川政府委員 いると思いますが、その保険の加入される方が何人かおられるわけですか。

○中井委員 それで逆に、保険に加入をされておる、そして会社から言われて海外へ赴任をなさる、あるいは海外へ長期の出張をなさる、そういう方がこういう国際情勢の中で不慮の事故に巻き込まれたり、あるいは金持ち日本人ということでスパートいたしました。引き続いて生保と損保、

いくのか、これぐらいの商品開発の中では、余り加入者のないものについては新しい発想に変えてリフォームしてやつていこうとされているのか、郵政省の基本的なところをお尋ねいたします。

○江川政府委員 おつしやいますように、今度の商品が上がりますと十種類が十一種類になります。そして、約款上二十四が二十五になります。そういう整理をしたのもあります。今回もこういうことで新しくつくりますが、あわせて、基本的な考え方として申し上げますと、今後国民のニーズがどういうところにあるのかというところを探りながら、それに立つた、フィットした商品をつくりしていくということに徹していきたいと考えております。

○中井委員 そういう中で、例えば外国の方々が日本に働きに来られる、あるいは滞在される、こういう方が随分ふえておられます。外国の保険会社も随分日本へ入つてきておりますけれども、簡保の場合には五年ですか、期限がありますから、五年以上御滞在なさる外国人が簡保に入れるようと思つたら、現行法でできるのですか、それとも新しい商品開発をしないとできないのですか、そのところをお聞かせください。

○江川政府委員 現行法で加入できるようになつてございます。

○中井委員 加入されている方が何人かおられるわけですか。

○江川政府委員 いると思いますが、その保険の加入される方が何人かおられるわけですか。

○中井委員 それで外國人という記入の仕方をしてございませんので、今把握してございません。

○中井委員 それでは逆に、保険に加入をされておる、そして会社から言われて海外へ赴任をなさる、あるいは海外へ長期の出張をなさる、そういう方がこういう国際情勢の中で不慮の事故に巻き込まれたり、あるいは金持ち日本人ということでスパートいたしました。引き続いて生保と損保、

これから二つ目の、先生御指摘の、外国へ行くのだから、危険地に行くのだから余計払つて余計ももらえるという仕掛けという、そういう保険は特に今ございませんが、それは特約か何かで処理していく仕掛けにならうと思います。

○中井委員 過日、PKO問題で中田さんなんか、大変痛ましい事故に遭われて、本当に私どもも何と申し上げていいかわかりません。ボランティア活動を海外でなさる方、あるいは大企業なんかもかでは、一年間ボランティア活動をやればそのやるときには休暇をとるんだ、こういう制度に取り組んでいる企業も多えてまいりました。あるいはまた、NGOといいまして、環境問題で海外で本当にボランティアで活動なさる方、おられました。これらの方々に国としてどういう制度があるかというと、なかなかないわけであります。そういう中で、この簡易保険を使って何か特別の政策というのは、私は、発想的に郵政省として取り組んでいます。これらの方々に国としてどういう制度があるかと申しますと、一度御答弁をいたります。これらの方々に国としてどういう制度があるかと申しますと、一度御答弁をいたります。

○中井委員 先生御指摘の、ボランティア保険とでもいいましょうか、そういうものにつきましては、国民のニーズとか生命保険としての商品設計の可能性というようなこともいろいろ検討することができます。これをお聞かせください。

○江川政府委員 今金融関係では相互参入ということです、証券、銀行あるいは信託銀行の垣根を取り外してユーバーサル銀行をつくるなどということでも視点からも含めまして慎重に今後検討してまいりたいと思います。

○中井委員 今金融関係では相互参入ということ

中心に議論が行われているところであります。この中で郵政省の簡保、これらが議論の対象になつてくるのかどうか、あるいは、もし議論の対象となるとしたら郵政省はどういう方針でこの相互参入というものについて臨もうとされておるのか、お考えをお聞かせいただきます。

○江川政府委員 今大蔵省で議論しております損保、生保に関するいわゆる自由化の議論でござりますが、その土俵の中に簡保が入つておるかといふ御質問に対しては、これは入つてはおりません。ただ、我々は言つてみれば同業みたいなものでござりますから、その自由化の中身がどうなるのかということは我が簡保にとって非常に影響がございますから、それはどういふことなのか、どうしたらいかということは、我々自身、審議会の進行を横目で見ながら内部で検討を進めていけるところでございまして、今にわかにこうする、ああするというところまでちょっと申し上げられないのが申しわけございませんが……。

○中井委員 先ほど大臣から、官業のよさを生かしてというお話をございました。民間において

は、自由化を迎えて、どこまで結論が出るかわかりませんが、銀行、証券等を見ますと、かなり思い切った梓撤廃も行われるであろうか。そういう中で、簡保についての注文も出でると私は考えます。逆に、官営は當然で、先ほどのよなボランティア保険みたいなことを発想すれば幾つもやれる分野が出てくる、このように考えておりまします。從来の法律で決まった中で、郵政省挙げて御努力をいただきますことを要請いたしております。

もう二つお尋ねをいたします。

先ほどから御議論がありました新指定單という問題であります。今回CPが運用の対象に法律で改正が出されました。これは基本的なことをお尋ねいたしますが、このCPの運用とい

のは新指定單で運用をすることなんですか、それとも政府が債券の中で運用するということなんですか、どちらですか。

○江川政府委員 簡保本体がじかに運用いたしました。そのときに、前の荒瀬局長が、指定運用いたします。

○中井委員 もう一つは、新指定單と言われる運用であります。三兆三千億に近い巨額な金額が昨年の補正とそれから本年度予算で認められました。平成五年度の二兆円については六割、もう一兆二千億運用しておる、簡保事業団に運用がおりておる、こういう話でございましたが、この四年度補正の一兆二千億については、もう既に全額運用がなされているのか。

同時に、郵貯のときも聞きましてお答えがなかつたわけであります。同じことであろうかと思ひますが、あえてお尋ねをいたしました。新指定單の現在の運用の中では、株式運用比率といふのは大体どのくらいになるのか、お聞かせをいただきたいと思っておりますから、別に何もありません、他意ありません。

○江川政府委員 昨年の一兆二千七百の新指定單枠への投入及び今年度の二兆円の両方合わせまして、株式への運用がどの程度行つておるのかといふ御質問につきましては、市場攪乱要素になつたり信託銀行の投資行動に制約を与えたといふいと存じます。

○中井委員 一兆二千七百は全部運用しておるので

すか。

○江川政府委員 ことは二兆円でございましたが、その六割を事業団に出しました。その行った

百も全部行つています。しかし、どこまでかといふことだけは御勘弁ください。

○中井委員 昨年の四月に当委員会で私質問をいたしました。そのときに、前の荒瀬局長が、指定單五兆五千五百億、そのうち株式の運用比率はおむね四割ないし五割、こういうことではあります。これに合わせた答弁くらいできるとしておりまます。これに合わせた答弁くらいできるとおおきいと思います。僕はこれを共産党さんみたいに反対ております。僕はかつてこの委員会で株運用を十年単位でやつたらいいじゃないかといふことを申し上げたことがあります。だから五年のこういう運用は賛成であります。景気対策でおやりになつたことは結構だ。政府の景気対策で一番的を射ているというぐらいいに逆に思つておりますから、別に何もありません、他意ありません。

○中井委員 二年以内にいつまでに運んでおるのか。何に使うのか。これからもこういう金額が出てくるのだったら、例えばボランティア基金とか、あるいは環境のNGOへ皆さん方はお金をしていらっしゃいますが、そういう方向へ出しますとか、こういう使い道をもう少しお考えになつた方がいいのじゃないか、この三つをお尋ねしておきますから、別に何もありません、他意ありません。

○中井委員 最後に一つだけお聞きをいたします。

二十五日の参議院の通信委員会で、私ども民社党の前の委員長の塚本三郎議員がかつて予算委員会で、銀行のいわゆる眠り口座、これについて質疑をし、問題提起をしたことがござります。その後いろいろな議論の中で対応がなされて、いわゆる権利消滅金として銀行あるいは郵貯、信金、信組、労働金庫、こういったところで総額七百億円を超す権利消滅金がある、こういう調査結果が発表されたようあります。引き続いて新聞で見ますと、生命保険あるいは簡保等にも権利消滅金みたいな形の口座、金額、これがあると発表されております。簡保については九一年七億円といふことだけは御勘弁ください。

○中井委員 同時に、他の生命保険会社では三年、満期になります。簡保の場合は五年、こうなつております。どうして簡保だけ五年にしてあるのか、銀行等は全部ルールをつくるべきじゃないか、このよう思つます。大蔵省に聞くべきことかもしませんが、郵政省のお考えを承りたい。

○中井委員 同時に、この七億円、どういうふうに使つてしまふのか。何に使うのか。これからもこういう金額が出てくるのだったら、例えばボランティア基金とか、あるいは環境のNGOへ皆さん方はお金をしていらっしゃいますが、そういう方向へ出ますとか、こういう使い道をもう少しお考えになつた方がいいのじゃないか、この三つをお尋ねしておきます。

○江川政府委員 第一点目は九一年に七億の権利消滅金のことです。おつしやるとおりの数字でござります。ここでちよつと補足します。権利消滅金と申しますのは、簡保法八十七条に、取りに来たら払うべき保険金を五年たつて取引に来ないと消滅をすると消滅時効に書いてござります。そのことを意味させていただきます。

○中井委員 二つ目に、その今申しました五年ですが、ほかは三年だが何で五年なのかというところは、加入者の利益の側に立つて延ばしているということがあろうと思いますし、公法上の債券が五年だつて二つ目に、その今申しました五年ですが、ほかは三年だが何で五年なのかというところは、加入者の利益の側に立つて延ばしているということがあろうと思いますし、公法上の債券が五年だつて三つ目は御提案かと思いますが、使い道を考えます。ちょっと立法の意思までは私も存じませんが、そういうことじやないかと考えています。

○中井委員 三つ目は御提案かと思いますが、使い道を考えます。ちょっと立法の意思までは私も存じませんが、そういうことじやないかと考えています。

私は思います。考えるに値する仕事だなと思いま

す。
以上でござります。

○中井委員 時間ですので、終わります。

○鷲井委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○鷲井委員長 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本共産党から討論の申し出がありましたが、先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

○鷲井委員長 簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党から討論の申し出がありましたが、先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

いて積極的に努めるべきである。

一 簡易生命保険事業は、今後とも、簡易に利用できる生命保険を提供する国営の事業として、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進するよう努めるとともに、加入者の余暇活動及び健康増進に対するニーズに対応するため、加入者福祉サービスの充実についても配意すること。

一 国民の自助努力を支援するため、新商品の開発、加入限度額の引き上げ等の簡易生命保険制度の改善を図るとともに、保険・年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○鷲井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

（賛成者起立）
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鷲井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鷲井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鷲井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

用に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鷲井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鷲井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鷲井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

る法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることと免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るために、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするとともに、不法な無線局の査定適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

次に、放送をする無線局の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

第三に、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について、外国人等であることと免許付与の欠格事由としないこととしております。

第四に、放送をする無線局以外の無線局の申請については、無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法を添付書類に記載することを不要とするとともに、財政的基礎に関する審査を行わないこととしております。

第五に、技術基準適合証明を受けた旨の表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その表示を除去しなければならないこととしております。

第六に、郵政大臣は、不法に開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(特定不法開設局)が著しく多數であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備のうち特定不法開設局に使用されるおそれがあるものを除いたもの(特定不法開設局)が著しく多數であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることができないことを防ぐための措置を講じることとするものです。

第七に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第八に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第九に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十一に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十二に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十三に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十四に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十五に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十六に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十七に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十八に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第十九に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第二十に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第二十一に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

第二十二に、無線設備を特定不法開設局に使用されることを防ぐための措置を講じることとするものです。

止すべき無線設備として指定することができる」ととしております。

また、指定された無線設備(指定無線設備)の小売業とする者(指定無線設備小売業者)が指定無線設備を販売するときは、販売契約を締結するま

での間に、その相手方に対し、無線局の免許を受けなければならない旨を告げ、または示すとともに、販売契約を締結したときは、無線局を不法に開設した場合の罰則等を記載した書面を購入者に交付しなければならない旨とし、指定無線設備小売業者がこれに違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、郵政大臣は、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができます。

する等、所要の規定を設けることができることします。以上のはか、所要の規定を整備することとしております。この法律は、平成六年四月一日から施行することとしておりますが、無線局免許申請者の欠格事由の緩和及び無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化に関する改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国民生活や社会経済活動の電気通信への依存度が高まる中で、電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大しているという状況にからみ、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるための所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、電気通信基盤充実臨時措置法の目的として、信頼性向上施設の整備を促進する措置を講

ずることを追加することといたしております。

第二に、信頼性向上施設とは、電気通信の用

に供する施設であって、電気通信システムの信頼性を著しく高めるためのものをいうものといたします。

第三に、信頼性向上施設整備事業とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいうものといたしております。

第四に、通信・放送機構の業務の特例として、

第一項に規定する業務の特例として行う業務に、

信頼性向上施設整備事業の実施に必要な資金を調達するため発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証を行うことを追加することといたしております。

その他所要の規定の整備を図ることといたして

おります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定め

る日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便切手等に対する海外における需要にこだわる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができることとするものであります。

この法律案は、國民生活や社会経済活動の電気通信への依存度が高まる中で、電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大しているという状況にからみ、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるための所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等海外販売者を選定し、その業務を委託することができることとしております。

また、郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を

に販売しなければならないこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

○鶴井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六月一日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会

る。

第三十八条の一中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第五項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その表示を除去しなければならない。

第三十九条の三ただし書中「第五条第二項第四号に掲げるアマチュア無線局を開設した者が当該無線局を外国において同条第一項第五号に掲げられたる資格に相当する資格として郵政省令で定めるものを有する者が郵政省令で定めるところによりアマチュア無線局」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第三号」に、「並びに第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三

並びに第百二条の十四第一項指定無線設備の販売における告知等」に改め、同項第三号中「第二条の十三第六項」を「第二条の十七第六項」に改め、同項第四号中「第二条の十三第一項」を

「第二十二条の十七第一項」に改める。

第二百二条の十三第六項中「第二十二条の十三第一項」を「第二十二条の十七第一項」に、「第二百二条の十三第二項第一号」を「第二十二条の十七第二項」に、「第二

二項第一号」に、「第二十二条の十三第六項」を「第二百二条の十七第六項」に改め、同条を第二十二条の十七第六項に改め、同条を第二百二条の十

七とする。

第二百二条の十二の次に次の四条を加える。

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

第一百二条の十三 郵政大臣は、第四条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(以下「特定不法開設局」という)が著しく多数であると認められる

場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備(同条各号に掲げる無線局に使用するためのもの及び当該特定不法開設局

弁方法

第一条第一項第三号を削り、同項第四号中「前

三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とす

に使用されるおそれがないと認められるものを除く。以下「特定周波数無線設備」という。が広く販売されているため特定不法開設局の数を減少させることができないと認めるときは、郵政省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 郵政大臣は、第一項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(指定無線設備の販売における告知等)

第二百二条の十四 前条第一項の規定により指定された特定周波数無線設備(以下「指定無線設備」という。)の小売業者とする者(以下「指定無線設備小売業者」という。)は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許を受けなければならぬ旨を、告げ、又は郵政省令で定める方法により示さなければならない。

2 指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を郵政省令で定めるところにより記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 前項の規定により告げ、又は示さなければならぬ事項

二 無線局の免許がないのに、指定無線設備を使用して無線局を開設した者は、この法律に定める刑に処せられること。

三 指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地

(指示) 第百二条の十五 郵政大臣は、指定無線設備小売業者が前条の規定に違反した場合において、特

定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げこととなると認めるときは、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講すべきことを指示することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による指示をしようとするとときは、通商産業大臣の同意を得なければならぬ。

(報告及び立入検査)

第二百二条の十六 郵政大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に關し報告を徵し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三百八条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第二百四条の三を削り、第二百四条の四を第二百四条の三とし、第二百四条の五を第二百四条の三とし、第二百四条の四を第二百四条の五とし、第二百四条の六を第二百四条の五とする。

第二百六条第一項中「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第二百八条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百八条の二第一項中「百万円」を「二百五十五万円」に改める。

第二百九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百九条の二中「第二百二条の十三第六項」を第二百二条の十七第六項に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百十一条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二百十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第三十八条の二第六項」の下に「又は第七項」を加える。

第二百十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同

条に次の二号を加える。

十一 第百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者

十二 第百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(報告及び立入検査)

第二百十三条の二中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「百二条の十三第六項」を「百二条の十七第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、目次、第五条第二項、第六条、第七条第一項及び第三十九条の三の改正規定、第九十九条の十一第一項第一号の改正規定中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第三号」に改める部分、第二百四条の三を削り、第二百四条の四とし、第二百四条の六を第二百四条の五とする改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第百四条の三を削る改正規定の施行前に改正前の電波法第二百四条の三の規定により同法第五条第二項第四号及び第六号に掲げる無線局について郵政大臣が付した予備免許、免許若しくは許可の条件若しくは期限又は郵政大臣がした適用の制限は、第二百四条の三を削る改正規定の施行日に、その効力を失う。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

いこととし、あわせて行政事務の簡素合理化を図るために、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のよう改める。

第一条中「高度通信施設」の下に「及び信頼性向上施設」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二条第一項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)」を削り、同項第四号中「(昭和五十九年法律第八十六号)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

一 電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止

を行うことを目的として設けられる電気通信

設備及びこれを設置するための建物その他の

工作物からなる施設

二 専ら電気通信設備である線路(その附属設

備を含む。以下この号において同じ)を収容

して当該線路の損傷を防止するための施設で

あつて、その中における当該線路の保守の作

業が容易であるもの

4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいう。

第三条第一項中「施設整備事業」を「高度通信施

設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同

条第二項第二号中「施設整備事業」を「高度通信施

設整備事業」に改める。

第四条第二項第一号中「施設整備事業」を「高度

通信施設整備事業」に改める。

第六条第一号中「施設整備事業」を「高度通信施

設整備事業又は認定計画に係る信頼性向上施設整備事業」に改め、同条第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条中「第二条第四項各号」を「第二条第六項各号」に改める。

第十三条第二号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業又は信頼性向上施設整備事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたとき

は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十

六号)第六条第一項の規定にかかわらず、当該

持分に係る出資額に相当する金額により払戻し

をしなければならない。この場合において、機

構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のよう改正する。

(地方税法の一部改正)

第六号の一部を次のよう改正する。

(地方税法の一部改正)

理 由

電気通信システムの信頼性の向上を図るために、

電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業

を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼

性向上施設整備事業の実施を促進するために必要

な業務を追加する等の必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

を加える。

(郵便切手等の海外における販売の委託)

第十三条 郵政大臣は、郵便切手等を海外におい

て販売するのに必要な資力、知識、経験及び信

用を有する者のうちから郵便切手等を海外にお

いて販売する者(以下「郵便切手等海外販売者」という。)を選定し、郵便切手等の海外における

販売に関する業務を委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る郵便切手等の海

外における販売に関する契約の期間は、三年と

する。ただし、当事者の合意により更新するこ

とを妨げない。

郵便切手類販売所等に関する法律の一一部を改正する法律案

郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四

年法律第九十一号)の一部を次のよう改正する。

第一条に見出しとして「(定義)」を付し、同条中「郵便切手類」を「郵便切手等」に、「郵便法」を及

び「郵便切手類」は、「郵便切手等」を下に「ない

い、「郵便切手類」を「郵便切手等」に、「郵便法」を及

び「郵便法」に改め、「郵便切手類」を加える。

第二条に見出しとして「(郵便切手類の販売等の委託)」を付し、同条第一項中「郵便切手類」を「下に「国

内における」」を加え、同条第二項中「売さばき人」

を「売りさばき人」に、「売さばきに」を「売りさば

きに」に改め、同条第三項中「自動車検査登録印紙

売さばき所」を「自動車検査登録印紙売りさばき

所」に、「売さばき人」を「売りさばき人」に、「売さ

ばきに」を「売りさばきに」に改める。

第三条に見出しとして「(郵便切手類販売所等の設置)」を付する。

第四条に見出しとして「(販売等の業務取扱いの基準)」を付する。

第五条に見出しとして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六条に見出しとして「(販売手数料等)」を付し、

第七条に見出しとして「(販売等の業務の廃止)」

を付し、同条を第十一條とする。

第八条に見出しとして「(相続人に対する臨時の委託)」を付し、同条を第十二条とする。

第九条に見出しとして「(販売手数料等)」を付し、

第十一条に見出しとして「(販売等の契約の解除)」

を付し、同条第四号中「(第五条の三)」を「第七条」とする。

第十二条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条

を第十二条とする。

第十三条に見出しとして「(指示)」を付し、同条

を第十三条とする。

第十四条に見出しとして「(郵便料金表の掲

示)」を付し、同条を第十四条とする。

示)」を付し、同条を第六条とする。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(簡易郵便局法の一部改正)

2 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「第五条の三」を「第七条」に、「第七条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十六条」に改める。

理由

郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができるとしてする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年六月三日印刷

平成五年六月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K